

# 5. 資料編

5.1 町田市環境基本条例.....	112
5.2 環境基準.....	117
5.3 主な関係法等とその解説.....	127
5.4 環境施策の進捗状況.....	131
5.5 エコ(環境)に関する市民アンケート結果.....	177
5.6 用語解説.....	202

## 5.1 町田市環境基本条例

1

2

3

4

5  
資料編

## 目次

### 前文

第一章 総則(第1条-第8条)

第二章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策(第9条-第19条)

第三章 環境管理の推進(第20条-第22条)

第四章 環境パートナーシップ\*による環境の保全、回復及び創造の推進(第23条-第26条)

附則

## 前文

私たちの町田市は、多摩丘陵の北部に位置し、緑豊かな丘陵地と、境川や鶴見川などの源流を有しており、また数多くの縄文遺跡の発見にみられるように、生活の場としての永い歴史を有している。それは、先人たちが、太古からその豊かな自然の恩恵を享受しながら生活してきたことを物語っている。

現代社会での生活、あるいは経済活動は、私たちの暮らしを豊かにする一方、資源の過剰な消費や膨大な廃棄物の排出等、環境に対する多大な負荷を伴い、私たちを取り巻くあらゆる環境を悪化させている原因となっている。このことは、首都圏で有数の商業都市、住宅都市として発展し続けている町田市でも例外ではなく、先人たちから引き継いだ環境を、次の世代へ引き継ぐことはもちろん、維持することさえ困難な状況に立ち至っている。このような環境の悪化は、私たちのまわりだけではなく、地球全体に広がっている。

地球規模での環境問題への早急な対応が迫られている現代社会においては、私たちは良好な環境を単に自然から与えられるものとしてではなく、すべての者による保全、回復及び創造の努力によってはじめて享受できるものとして考えなければならなくなっている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利、すなわち環境権\*を有している。同時に、私たちには環境をより恵み豊かなものとして次の世代へと継承していく責任と義務がある。良好な環境は、私たちの世代だけに与えられるものではない。将来の世代も享受する権利を有しているのである。

私たちは、かけがえのない生命と自然を守るために、すべての者の総意として、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境への負荷\*の少ない持続的発展が可能な循環型社会\*の実現を目指して、ここにこの条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造についての基本理念を定め、町田市(以下「市」という。)、事業者、市民、在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者(以下「すべての者」という。)の責務を明らかにするとともに、地域の特性に即した環境の保全、回復及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を市民参画の下に総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 現在及び将来のすべての人々が、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる、生活環境、自然環境及び歴史的文化的環境\*をいう。
- (2) 歴史的文化的環境 歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要因となっているものをいう。
- (3) 環境への負荷 行政の施策、事業活動、日常生活等(以下「すべての活動」という。)により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 公害 環境への負荷のうち、すべての活動に起因する生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁(雨水及び地下水の汚染を含む。)、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等によって、良好な環境が損なわれることをいう。
- (5) 循環型社会 すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう。
- (6) 地球環境の保全 すべての活動に起因する地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境の確保に寄与するものをいう。

- (7) 環境監査 市又は事業者が、すべての施策又は事業活動について環境の保全、回復及び創造の見地から自ら点検及び評価を行い、以後、その結果を反映させていくことをいう。
- (8) 環境パートナーシップ 市及び事業者並びに市民、在勤在学者及び主にこれらの者により組織される民間の団体(以下「市民等」という。)が、環境の保全、回復及び創造を目的として、相互に促し、励まし、支え合う関係をいう。

## (基本理念)

- 第3条 環境の保全、回復及び創造は、良好な環境及び環境権の確保を図るとともに、このことが将来にわたって継続されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全、回復及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、循環型社会を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを構築することを目的として推進されなければならない。
  - 3 自然環境及び歴史的・文化的環境の保全及び回復は、生物多様性(生物種、遺伝子及び生物生息環境の多様性を含む。以下同じ。)が適切に保全及び回復されるよう行われなければならない。
  - 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、そのすべての活動において国際的な認識及び協力の下に積極的に推進されなければならない。

## (市の責務)

- 第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた次に掲げる環境施策を策定し、これを推進する責務を有する。
- (1) 公害の防止及び快適環境の創造
  - (2) 生物多様性を含めた自然環境及び歴史的・文化的環境の保全及び回復
  - (3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化の促進
  - (4) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進
  - (5) 環境パートナーシップによる環境への負荷を低減するための行動の促進
  - (6) 地球環境の保全
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に寄与すること。
- 2 市は、基本理念にのっとり、施策に伴う環境への負荷の低減に自ら取り組む責務を有する。

## (事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。
- (1) 事業活動に伴う環境への負荷の低減、公害その他環境汚染を防止するために、必要な措置を講ずること。
  - (2) 事業活動に係る製品の販売、使用又は廃棄による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
  - (3) 事業活動に係る役務の提供及び利用による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
  - (4) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

## (市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。
- (1) 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全、回復及び創造に自ら取り組むこと。
  - (2) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

## (在勤在学者等の責務)

- 第7条 在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者は、基本理念にのっとり、市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に協力する責務を有する。

## (環境配慮)

- 第8条 すべての者は、基本理念にのっとり、そのすべての活動において、次に掲げる環境配慮に努めなければならない。
- (1) 公害を発生させないこと。
  - (2) 自然を大切にすること。
  - (3) 歴史と文化を大切にすること。
  - (4) まちをきれいにすること。
  - (5) ごみを減らすこと。
  - (6) 資源及びエネルギーを大切にすること。
  - (7) 環境にやさしい製品及びサービスを選ぶこと。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること。

- 2 すべての者は、前項に規定する環境配慮を行うに当たっては、地球環境への影響についても考慮するものとする。
- 3 前2項の規定は、市民の市外における活動について準用する。

## 第2章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策

### (環境基本計画)

第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、町田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定する。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全、回復及び創造に関する長期的な目標
  - (2) 環境の保全、回復及び創造に関する総合的な施策の大綱
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### (環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、推進するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

### (環境行動指針)

第11条 市長は、事業者及び市民等が、環境への負荷の低減に寄与する行動を取るための規範となる環境行動指針を策定する。

- 2 市長は、環境行動指針の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、環境行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

### (規制措置)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

- 2 市は、生物多様性を含めた自然環境の保全を図るため、必要な規制の措置を講ずることができる。
- 3 市は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化を促進するため、必要な規制の措置を講ずることができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、市は、環境への負荷を低減するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

### (誘導的措置)

第13条 市は、事業者及び市民等が率先して環境への負荷を低減することを促進するため、適正な優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。

- 2 市は、事業者及び市民等の自らの活動による環境への負荷を低減するため、経済的負担を課す等の誘導的措置を講ずることができる。

### (財政措置)

第14条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずよう努めなければならない。

### (調査、監視及び測定の実施)

第15条 市は、環境の状況の把握及び環境の変化の予測並びに環境の保全、回復及び創造に関する施策を策定及び推進するために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を適正に実施するため、必要な監視及び測定を体制を整備するものとする。

### (施策等の報告)

第16条 市長は、毎年、環境の状況及び環境施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

### (市民意見の反映)

第17条 市長は、環境施策の策定及び推進に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

## (調整の体制)

第18条 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策について、総合的に調整及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

## (国等との協力)

第19条 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

## 第3章 環境管理の推進

### (環境監査の実施)

第20条 市及び事業者は、環境監査を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要と認めるときは、事業者に対して環境監査の結果についての報告を求める等、必要な措置を講ずることができる。

### (環境影響評価の促進)

第21条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある施策又は事業を行う者が、当該施策又は事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、当該施策又は事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

### (事業情報の公表)

第22条 市又は事業者は、施策又は事業が与える環境への負荷の情報について、公表するよう努めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報のうち、市が保有するものについては、公表するよう努めなければならない。

## 第4章 環境パートナーシップによる環境の保全、回復及び創造の推進

### (環境学習の推進)

第23条 市、事業者及び市民等は、環境の保全、回復及び創造についての理解を深め、適切な取組が推進され、互いに環境の保全、回復及び創造に関する学習の機会の提供及び広報活動の充実が図られるよう努めるものとする。

## (自発的活動の推進)

第24条 市、事業者及び市民等は、自発的に行う環境の保全、回復及び創造に関する活動を推進するため、互いに支援するよう努めるものとする。

## (情報の提供)

第25条 市、事業者及び市民等は、環境の状況その他の環境の保全、回復及び創造に関する情報を適切に共有できるよう、情報の提供に努めるものとする。

## (広域的協力)

第26条 事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全、回復及び創造を行うに当たっては、他の地域の人々とも協力するよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

## 5.2 環境基準

- (1) 大気
- (2) 水質
- (3) 地下水
- (4) ダイオキシン\*類
- (5) 騒音
- (6) 光化学スモッグ\*

## (1) 大気

## ◆大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	対象区域
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所以外の地域
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	1時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	
光化学オキシダント*(Ox)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

## ◆光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度指針

物質	環境上の条件	対象区域
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高一時間値0.06ppm に対応する午前6時から9時までの3時間平均値は0.2ppmCから0.31ppmCの範囲にある	



## (2) 水質

## ◆人の健康の保護に関する環境基準一覧

対象水域：全公共水域		
項目	基準値	単位
カドミウム	0.003	mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01	mg/ℓ以下
六価クロム	0.02	mg/ℓ以下
砒素	0.01	mg/ℓ以下
総水銀	0.0005	mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB*	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02	mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002	mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1	mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1	mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	mg/ℓ以下

対象水域：全公共水域		
項目	基準値	単位
トリクロロエチレン	0.01	mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01	mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002	mg/ℓ以下
チウラム	0.006	mg/ℓ以下
シマジン	0.003	mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02	mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01	mg/ℓ以下
セレン	0.01	mg/ℓ以下
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10	mg/ℓ以下
ふっ素	0.8	mg/ℓ以下
ほう素	1	mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05	mg/ℓ以下

## (2) 水質

### ◆生活環境の保全に関する環境基準 ①

類型	市内該当水域	利用目的の適応性	基準値				
			pH*	BOD	SS	DO	大腸菌数
AA		水道1級 自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	20CFU/100mℓ以下
A	恩田川	水道2級 水産1級 水浴およびB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	300CFU/100mℓ以下
B		水道3級 水産2級およびC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	1,000CFU/100mℓ以下
C		水産3級 工業用水1級 およびD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	
D	境川 鶴見川	工業用水2級 農業用水およびEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	
E		工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ以上	

備考 1: 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2: 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

3: 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mℓ以下とする。

4: 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mℓとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

5: 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの	工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの	工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの	工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの
水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用	環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
水産2級: サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用	
水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用	

1

2

3

4

5 資料編

## (2) 水質

## ◆生活環境の保全に関する環境基準 ②

類型	利用目的の適応性	基準値		
		pH	BOD	SS
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l以下	0.001 mg/l以下	0.03 mg/l以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下	0.0006 mg/l以下	0.02 mg/l以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l以下	0.002 mg/l以下	0.05 mg/l以下
生物特 B	生物A又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下	0.002 mg/l以下	0.04 mg/l以下

備考1:基準値は年間平均値とする。

## (3) 地下水

## ◆地下水の環境基準値一覧

項目名	環境基準値		項目名	環境基準値	
カドミウム	0.003	mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1	mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	mg/ℓ以下
鉛	0.01	mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01	mg/ℓ以下
六価クロム	0.02	mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01	mg/ℓ以下
砒素	0.01	mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002	mg/ℓ以下
総水銀	0.0005	mg/ℓ以下	チウラム	0.006	mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	mg/ℓ以下	シマジン	0.003	mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	mg/ℓ以下	チオベンカルブ	0.02	mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02	mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01	mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002	mg/ℓ以下	セレン	0.01	mg/ℓ以下
クロロエチレン※	0.002	mg/ℓ以下	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10	mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/ℓ以下	ふっ素	0.8	mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1	mg/ℓ以下	ほう素	1	mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05	mg/ℓ以下

※別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

## (4) ダイオキシン類

## ◆ダイオキシン類による大気・水質の汚濁および土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l 以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

備考 1:基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

2:大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

3:土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

4:土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

## (5) 騒音

## ◆騒音に係る環境基準値一覧

単位:デシベル

地域の類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域これらに面する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに面する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域商業地域 準工業地域工業地域 これらに面する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

## 備考

1:車線とは、一縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注)地域の類型

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

この基準は航空機騒音、鉄道騒音および建設作業騒音には適応しない。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表7-1に関わらず特例として表7-2のとおりとする。

## (5) 騒音

### ◆幹線交通を担う道路に近接する空間における基準

単位:デシベル

昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

- 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)等を表す。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲内を特定する。
  - ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル
  - ・2車線を超える車線を有する道路 20メートル
- 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

### ◆騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度\*

単位:デシベル

区域の区分		車線等	時間の区分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
a区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65
	第1種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
	第2種中高層住居専用地域			
b区域	第1種住居地域	1車線	65	55
	第2種住居地域準住居地域	2車線以上近接区域	75	70
	用途地域の定めのない地域			
c区域	近隣商業地域商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上近接区域	75	70

- 備考 1:車道とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。  
 2:近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

1

2

3

4

5 資料編

## (6) 光化学スモッグ

## ◆光化学スモッグ緊急時基準および措置

段 階	地 域	発令路の基準	措 置		
			協力工場等	自動車等	一 般
予報	区 東部 北部 西部 南部  多摩 北部 中部 西部 南部  の 8 地域	気象条件からみて高濃度汚染が予想されるとき	燃料使用量の削減協力要請	不用不急の目的により、自動車を使用しないことについて協力を求める。	ばい煙を排出するものに対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求める。
注意報		オキシダント濃度が0.12ppm以上	通常の燃料使用量 20% 程度の削減勧告	当該地域を通過しないように協力を求める。	注)屋外になるべく出ないよう周知する。 注)屋外運動はさしひかえるようにする。 注)光化学スモッグの被害を受けた人は、もよりの保健所に連絡する。
警報		オキシダント濃度が0.24ppm以上	通常の燃料使用量 40% 程度の削減勧告		
重大緊急報		オキシダント濃度が0.40ppm以上	通常の燃料使用量 40% 程度の削減命令	東京公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請する。	
学校情報		オキシダント濃度が0.10ppm以上			



## 5.3 主な関係法等とその解説

1

2

3

4

5  
資料編

## 5.3 主な関係法等とその解説

◆1/3

関係法令名	解 説
環境基本法	多様化・複雑化した国の環境問題や、地球環境問題への取り組みの必要性の高まりなどに対処するため、環境の保全についての基本理念、国や事業者、国民等の各主体の責務、基本的施策等、環境の保全に関する施策の基本的な枠組みを定めた法律で、公害対策基本法に代わり、1993年11月に施行された。
循環型社会形成推進基本法	「廃棄物処理法」、「再生資源の利用促進に関する法律」、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」などの上位に位置付けられる、循環型社会を形成するための基本法。2000年6月に施行された。
地球温暖化対策の推進に関する法律	通常「地球温暖化対策推進法*」と呼ばれる。同法により、全ての地方公共団体には、事務・事業に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画(事務事業編))の策定が義務づけられている。また、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画(地方公共団体実行計画(区域施策編))の策定も、地方公共団体(中核市未満の市町村)に努力義務として定められている。 2015年にCOP21で採択されたパリ協定*、第203回臨時国会の首相所信表明演説において「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言されたことを踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現等の基本理念が新設され、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業)の実施に関する認定制度の創設、温室効果ガス算定排出量の報告制度の見直し等が行われた。
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	通常「フロン排出抑制法」と呼ばれる。2002年に制定された「フロン回収・破壊法」で進められてきた業務用冷凍空調機器の整備時・廃棄時のフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な漏えい対策が取られるよう改正し、名称を改めた法律。2015年4月に施行された。また、フロン回収率向上の仕組みを取り入れた改正が、2020年4月に施行された。
エネルギー政策基本法	エネルギー需給に関する基本的な方針を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにしたもの。①エネルギーの安定供給の確保、②環境への適合、③市場原理の活用といった基本理念を掲げている。2002年6月に施行された。
国等による環境配慮物品等の調達の推進等に関する法律	通常「グリーン購入*法」と呼ばれる。国や地方公共団体などの大口需要者である公的機関が率先して低環境負荷*型の製品等を調達することによって、環境物品等の流通を促進し、価格を下げ、民間のグリーン購入を促進させることを狙いとしている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	通常「容器包装リサイクル法」と呼ばれる。容器・包装ごみについて、消費者、自治体、事業者がそれぞれの立場で、ビン・缶・飲料用紙パック、ペットボトルなどのリサイクルを推進し、ごみの減量化とリサイクルの実現を図るために1997年4月に施行された。2000年4月からは、ダンボールなどの紙容器とプラスチック容器などにも対象が拡大された。また、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、レジ袋対策等の取組状況の報告が義務化された。
特定家庭用機器再商品化法	通常「家電リサイクル法」と呼ばれる。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、ルームエアコンの4品目を対象に、メーカーが有料で回収し、リサイクルすることを義務づける法律。1998年6月公布、2001年4月より施行された。

1

2

3

4

5  
資料編

## 5.3 主な関係法等とその解説

## ◆2/3

関係法令名	解 説
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	通常「食品リサイクル法」と呼ばれる。食品製造業などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化を行い、飼肥料などの原材料として利用を進めることを目的としている。
使用済自動車の再資源化等に関する法律	通常「自動車リサイクル法」と呼ばれる。使用済自動車のシュレッダー・ダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクルの促進を進めることによって、最終処分量の減少と、不法投棄・不適正処理の抑制を図るもの。2002年7月に公布され、段階的に施行された。
資源の有効な利用の促進に関する法律	通常「リサイクル法」「資源有効利用促進法」と呼ばれる。廃棄物の発生抑制(リデュース*)、部品等の再使用(リユース*)、原材料としての再利用(リサイクル)の「3R」を新たに導入し、資源の有効利用を総合的に体系づけた。
自然再生推進法	自然再生を総合的に進め、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることを目的とし、自然再生事業を専門家やNPOなど地域主導で進めていくことを狙いとしている。2003年1月より施行された。
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	通常「自動車NOx・PM法」と呼ばれる。自動車から排出される窒素酸化物と粒子状物質について、その汚染が著しい特定地域(町田市も含まれる)での大気汚染の改善を図ることを目的としている。2001年12月より施行された。
ダイオキシン類*対策特別措置法	1999年7月公布。ダイオキシン類による環境汚染の防止や汚染の除去を図り、国民の健康を保護することを目的とし、耐容一日摂取量、大気・水質・土壌の環境基準、廃棄物焼却炉等の特定施設の排出基準、土壌汚染に係る措置などが定められている。
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	通常「PRTR法」と呼ばれる。PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)とは、「環境汚染のおそれのある化学物質の、環境中への排出量又は廃棄物としての移動量を、登録し公表する仕組み」で、事業者は、同法により、化学物質の排出量又は廃棄物としての移動量の把握・報告が義務づけられており、行政はデータの整理・公表することとなっている。
土壌汚染対策法	企業の工場跡地等の再開発等に伴う、重金属、揮発性有機化合物*等による土壌汚染の顕在化などを背景に、同法では、土壌汚染の状況を把握する調査の実施、汚染による人の健康被害の防止に向けた措置(汚染の除去等)について定められている。
水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制し、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液によって健康被害が生じた場合、事業者が損害賠償を行うことについて定められている。
環境教育*等による環境保全の取組の促進に関する法律	通常「環境教育等促進法」と呼ばれる。環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働の重要性が増していることや、環境教育をなお一層充実させる必要が高まったことから、旧法環境教育推進法を改正し、2012年10月に施行された。

1

2

3

4

5  
資料編

## 5.3 主な関係法等とその解説

## ◆3/3

関係法令名	解 説
食育基本法	国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育(様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること)を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、2005年7月に施行された。 同法第18条において、地方公共団体は、内閣府に設置された食育推進会議が作成する食育推進基本計画を基本として、その地域における食育推進計画を作成することが求められる。
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	通常「省エネ法」と呼ばれる。1979年に施行された。化石エネルギーの使用の合理化を目的としてきたが、2050年カーボンニュートラル実現に向けて非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化及び非化石エネルギーの導入拡大を促進していく必要があることから、2023年4月に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」から「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改正された。改正により、非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律となる。
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することで、生物多様性の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている。保全や利用に関する基本原則、国が講ずべき13の基本的施策等、生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されている。2008年6月より施行された。
ポリ塩化ビフェニル*廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	通常「PCB特別措置法」と呼ばれる。人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、PCB廃棄物の適正な処理を推進し、特に高濃度PCB使用製品の確実な使用廃止と高濃度PCB廃棄物の処理促進について定める法律。2016年に「PCB措置法」から改正された。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	通常「プラスチック資源循環促進法」と呼ばれる。プラスチック製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R+Renewable(再生素材・再生可能資源への切替え)の原則に則り、あらゆる主体のプラスチック資源循環等の取組を促進する法律。2022年4月に施行された。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	東京都公害防止条例を全面的に改正し、2001年4月より段階的に施行された。現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境の確保を目的に、化学物質の適正管理、建築物の環境負荷低減、自動車公害対策等を強化した。

## 5.4 環境施策の進捗状況

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

1

2

3

4

5  
資料編

## 基本目標 1

### エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち

基本目標	施策
1 エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち	[1] 省エネルギーの普及・導入を進めます
	[2] 再生可能エネルギーの普及・導入を進めます
	[3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます
	[4] 身近な気候変動の影響への適応を進めます

## 施策[1] 省エネルギーの普及・導入を進めます

### 温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の「見える化」を進めます

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
市の施設からの温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の公表	市の施設における温室効果ガス排出量、エネルギー使用量を調査し、調査結果をHP等で公表しました。 調査結果を委員会等で報告し、意見等をいただくことで、市の環境施策の参考にすることができました。	引き続き、温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の公表・報告を行います。	環境政策課
家庭でのエネルギーの見える化やエネルギー削減報告等による省エネ効果を競い合う仕組みの検討	わたしのエコ宣言を通じ、家庭での取組によるCO <sub>2</sub> 削減効果を示し、その効果を市のHP等で周知しました。 家庭における地球温暖化対策の取組を具体的に示すことで、市民の意識啓発を行うことができました。	エネルギー削減報告等による省エネ効果を競い合う仕組みについては引き続き検討を行っていきます。	環境政策課

### 家庭・事業所での省エネ機器等の導入を支援します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
家庭・事業所への省エネ機器等の導入支援の検討、情報提供	パンフレットの配布、HP等による地球温暖化対策の取組や国・都・市の助成制度等の情報提供を行いました。 地球温暖化対策の取組の情報を分かりやすく発信することができました。	引き続き、地球温暖化対策の取組の情報を分かりやすく発信します。	環境政策課
事業活動における省エネ促進のための融資に係る利子の一部補助	省エネ促進に係る融資の利子補助など、市の融資制度について周知しました。 市内の中小企業者に対し、環境改善のための整備推進について市が支援していることを発信することができました。	引き続き、省エネ促進に係る融資の利子補助について、周知に努めます。	産業政策課
家庭用燃料電池の設置の支援	地域での地球温暖化の防止等に向け、家庭用燃料電池システムを導入した150名の対象者に対し、奨励金の交付決定を行いました。 家庭用燃料電池システム設置に関する奨励金制度により、省エネの普及・導入を進めることができました。	奨励金制度を継続するとともに、家庭用燃料電池システム以外の省エネ機器等の導入支援も検討していきます。	環境政策課

## 施策[1] 省エネルギーの普及・導入を進めます

公共施設の率先的な省エネ機器の導入を推進します			
取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
公共施設への省エネ機器の導入推進	照明設備および空調設備の機器について、省エネルギー機器の導入を行いました。施設運営において、利便性を損なわずにランニングコストの低減を図りました。	引き続き省エネ機器の情報収集を行い、公共施設への導入を検討していきます。	営繕課
公共施設への省エネ機器の導入推進	老朽化した空調機・給湯器・照明を省エネ機器に更新しました。機器更新により、環境負荷を低減し、光熱費を削減することができました。 【空調】小学校5校で特別教室や管理諸室のGHP空調を高効率の機器に更新しました(計27台)。原油換算値で46.1kL、CO <sub>2</sub> 換算値で121t削減。更新前後で概ね40%のCO <sub>2</sub> 排出量削減試算。 【給湯器】小学校2校で6台の給食用給湯器更新しました(計6台)。更新前後で概ね13%のCO <sub>2</sub> 排出量削減試算。 【照明】小学校5校258台、中学校4校199台で普通教室等の照明器具をLED器具に更新しました。更新した器具は46%のCO <sub>2</sub> 排出量削減試算。	引き続き、老朽化した空調機・給湯器・照明の更新時に省エネ機器を導入します。	施設課

地球温暖化対策の取組の情報を分かりやすく発信します			
取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取組や国・都・市の助成制度等の情報提供	パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取組や国・都・市の助成制度等の情報提供を行いました。地球温暖化対策の取組の情報を分かりやすく発信することができました。	引き続き、地球温暖化対策の取組の情報を分かりやすく発信していきます。	環境政策課
地球温暖化対策の具体的な取組の周知	2022年6月の電力需給ひっ迫注意報の発令時には、市のホームページ、SNS、メール配信(4件)等で省エネを呼びかけました。また打ち水の効果について広報しました。環境広報紙「ECOまちだ」で、家庭でできる省エネのヒント等を紹介しました。市民、事業者の省エネへの関心を高めることができました。	取組を継続します。	環境政策課
町田市のエネルギー利用の現状や、地球温暖化に関する学習機会の提供	著名な気象予報士を講師に招き、地球温暖化に関する講演会を開催しました(参加者87人)。地球温暖化問題や身近でできる環境配慮行動について、関心を高めることができました。	取組を継続します。	環境政策課



## 施策[2] 再生可能エネルギーの普及・導入を進めます

### 新たな再生可能エネルギー導入の仕組みづくりを進めます

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
公共施設等でのPPA等による太陽光発電機器の導入検討	公共施設のZEB化にあたり太陽光発電機器を導入した自治体への視察(福岡県久留米市の環境部庁舎※)や機器に関する情報収集を進め、これらをもとに再生可能エネルギーの導入検討を行いました。 ※全国初の既存公共建築物の『ZEB』改修事例となった施設	再生可能エネルギーの導入に向けて、引き続き設置条件等の整理を行います。	営繕課
公共施設等でのPPA等による太陽光発電機器の導入検討	太陽光発電のPPA事業について、既存の学校に導入した場合の光熱費を試算しました。	新設校、既存校への太陽光発電機器の設置について、PPAや他の手法を含め検討します。	施設課
新電力等を活用した再生可能エネルギー利用方法の検討	4月1日からバイオエネルギーセンターで発電した電力の鶴見川クリーンセンターでの利用を開始し、CO <sub>2</sub> 排出量を削減することができました。 エネルギーの地産地消に向けて、多摩清掃工場における発電電力の活用を検討し、具体的な調整を行いました。	引き続き、多摩清掃工場との調整を進めていきます。	環境政策課

### 家庭・事業所での再生可能エネルギーの導入を支援します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
事業活動における再生可能エネルギーの導入のための融資に係る利子の一部補助	再生可能エネルギー導入に係る融資の利子補助など、市の融資制度について周知しました。 市内の中小企業者に対し、環境改善のための整備推進について市が支援していることを発信することができました。	引き続き、再生可能エネルギーの導入に係る融資の利子補助について、周知に努めます。	産業政策課

### 公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
公共施設の電力調達の改善	省エネルギー化および再生可能エネルギー設備の積極的な導入等により、町田市の公共施設の実質的な脱炭素化を進めるため、「町田市公共施設脱炭素化推進ガイドライン」を策定しました。また電力排出係数の低い電気事業者について、他課に情報提供を行っています。	ガイドラインに基づいた市内の取組状況を随時調査し、適切な推進を行っていく必要があります。引き続き、電力排出係数の低い事業者との電力購入契約を推進していきますが、電気価格高騰による電気事業者の倒産や、入札不調等の情勢を踏まえ、他課の事業継続性と再生可能エネルギー推進のバランスを考えていく必要があります。	環境政策課

## 施策[3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます

### 次世代自動車の普及促進等を図ります

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車等)の普及促進	市内のイベントに、市の燃料電池車を出展しました。 環境資源部主催のまちだECO to フェスタ※(2023年3月5日)では、各事業者に依頼のうえ、次世代自動車が集合、出展しました。 次世代自動車について、イベント来場者に周知することで、認知や関心を高めることができました。 ※来場者数4,000人	水素ステーションや充電スタンドの整備を推進すること、次世代自動車や住宅用の充電関係設備の購入を支援することで、普及は進むと見込まれますが財源の確保が課題です。	環境政策課

### 新たな交通サービスを形成します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
自動運転に対応した道路空間整備の検討	幹線道路等における区画線の更新計画を作成しました。	2023年度から計画に基づく区画線の更新工事を実施していきます。	道路維持課
多摩都市モノレール、小田急多摩線延伸の実現に向けた検討	学識経験者、町田市、多摩市で構成する「多摩都市モノレール町田方面延伸沿線まちづくり検討会」を開催しました。沿線まちづくりに関する現況や課題について関係者と共有しました。	モノレールの需要創出に資する沿線のまちづくりについて多摩市と連携して検討を行います。	都市政策課
多摩都市モノレール、小田急多摩線延伸の実現に向けた検討	小田急多摩線に関する関係者会議を開催しました。 小田急多摩線の延伸に向けて、関係者と検討を実施しました。	小田急多摩線の延伸には、収支採算性の向上等が課題です。引き続き関係者と事業化に向けた検討・協議を行います。	交通事業推進課

## 施策[3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます

### 自転車の活用を、総合的かつ計画的に進めます

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
自転車の活用の推進	<p>2022年3月に策定した「自転車活用推進計画」に基づいての取組を行いました。</p> <p>広報まちだ特集号や町田商工会議所NEWSへの記事掲載、公共施設へのポスター掲示等により、環境面に良い自転車の利用促進について積極的な利用啓発を実施しました。</p> <p>シェアサイクル*事業の共同運営事業者および施設管理者と協議しながらサイクルポートの増設を進めました(市内ポート数が44箇所から57箇所に、利用回数の月平均は前年度の約990回から約4,400回に増加)。</p>	<p>2022年度エコ(環境)に関する市民アンケート調査結果では、上位3つの交通手段と比べると利用割合がそれらの約2分の1だったことから、利用割合を高めるためさらなる利用啓発の取組を行います。</p> <p>シェアサイクルについては、共同運営事業者とサイクルポートの増設に向けて協議を行うなど、利用回数増加に向けた取組を引き続き行います。</p>	交通事業推進課
自転車通行空間の検討・整備	<p>町田市自転車ネットワーク計画策定に向け、自転車利用に関するアンケートを実施するなどの基礎調査を行い、考え方をまとめたものを骨子案として整理しました。</p>	<p>2023年度末に町田市自転車ネットワーク計画を策定し、その計画に基づいて、2024年度から自転車通行空間の整備を進めます。</p>	道路政策課
市職員の近隣移動時の自転車利用の推進	<p>職員を対象とした環境に関するe-ラーニングの設問に、庁用自転車に関する設問・解説を取り上げ、近距離移動時の庁用自転車の利活用を促しました。</p> <p>全職員対象の研修のため、庁用自転車の利用増加が期待されます。</p>	<p>e-ラーニングや全庁向けの掲示板などを通じて、庁用自転車の周知、利用促進をしていきます。</p>	環境政策課

## 施策[3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます

### 自家用自動車の利用を控え、公共交通利用を進めます

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
地域コミュニティバス等の運行	地域協議会や交通事業者等と協働しながらコミュニティバス等を運行しました。 路線バスが走行できない地域や、公共施設へのアクセス手段として、身近な移動を支えました。	移動需要の変化を踏まえ、2021年度に玉ちゃんバス、2022年度にはかわせみ号のダイヤ改正を実施しました。引き続き、運行内容見直しの結果を踏まえ、コミュニティバスを運行していきます。	交通事業推進課
市が主催するイベント開催時における公共交通利用の促進	環境資源部主催のまちだECO to フェスタ(2023年3月5日)では、公共交通機関の利用を呼びかけるとともに、市庁舎と会場の間で水素バス※を臨時運行しました。 ※水素バスは153人の利用がありました。	今後も、環境資源部主催のイベントでは、公共交通機関利用を促進するとともに、他部主催のイベントにおいても同様の促進ができるよう働きかけをしていきます。	環境政策課

### 地域の事業者等との連携による脱炭素型ライフスタイルを推進します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取組や国・都・市の助成制度等の情報提供【再掲】	事業者等と連携し、市民向け環境に関する普及啓発イベント(まちだECO to フェスタ)を開催しました。 ホームページで取組や助成制度等を情報提供しました。 まちだECO to フェスタには4,000人を超える来場者があり、環境に対する意識向上につながるとともに、事業者等との連携が深まりました。	イベント開催については、開催方法・内容等を検討する必要があります。 事業者等、市民に対する周知を継続していきます。	環境政策課
シェアオフィスやコワーキングスペース*の立地促進	シェアオフィスやコワーキングスペースの立地に係る東京都等の支援制度を周知しました。 町田未来づくり研究所の調査において、市内のコワーキングスペースが増加し、市部では町田市が最も多いことがわかっています。	引き続き、シェアオフィスやコワーキングスペースの市内立地促進に努めます。	産業政策課
テレワークや在宅ワークの推進	テレワークや在宅ワーク等の多様な働き方に係る東京都等の支援制度を周知しました。 多様な働き方がることが浸透してきています。	引き続き、新しい働き方に関する動向を注視しながら、必要とする方への情報提供を行います。	産業政策課

## 施策[3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます

### 町田の農産物の地産地消を推進します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
学校給食での地場産農産物の利用推進	小学校給食への地場産農産物の利用促進のため、補助金を交付しました。前年度に引き続き20名以上の生産者・団体が補助金を活用し、小学校へ地場産農産物を出荷しました。	引き続き小学校給食への地場産農産物の活用を進めるとともに、中学校給食への地場産農産物の活用を図ります。	農業振興課
学校給食での地場産農産物の利用推進	地場野菜の使用について、年間を通じて農業振興課や町田市農協とも連携し、地場農産物を学校に提供する生産者を増やすとともに、地場野菜の使用量が少ない学校には生産者を紹介し、各小学校の使用量の増加につなげました。地場農産物の使用量が増えたことで、市外から農産物を輸送する際に発生する温室効果ガスの排出を削減することができたと考えます。より一層学校給食での地場農産物の使用を拡充するため、2022年12月に町田市農業協同組合と「町田市の学校給食における地場農産物の活用に関する協定」を締結しました。	「町田市の学校給食における地場農産物の活用に関する協定」に基づき、町田市農業協同組合等の関係者とともに、より多くの量、頻度で地場農産物を利用できるよう、学校への配送方法等、農業者が学校給食に納入しやすい仕組みの構築を行い、さらなる、市外からの農産物を輸送する際に発生する温室効果ガスの削減に寄与します。	保健給食課
まち☆ベジBOOK(町田の農に関する情報誌)の配布による地産地消のPR	「まち☆ベジBOOK 大地のごちそう2023-2024」を作成し、市内関連施設や小学校で配布しました。BOOKを作成したことで新聞社やケーブルテレビ等のメディア取材があり、ひろくまち☆ベジのPRができました。	より多くの方にまち☆ベジを知っていただき、購入促進につながるよう、BOOKを活用していきます。	農業振興課

## 施策[3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます

### みどりを活用・保全します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
自然観察会の開催、里山整備活動を体験できる場の提供	里山環境を保全・活用する団体へ支援を行い、市民等へ里山に親しむための体験学習等の機会を提供しました。	引き続き、里山環境を保全・活用する団体の支援を行い、里山の環境を整えます。	農業振興課
自然観察会の開催、里山整備活動を体験できる場の提供	忠生公園自然観察センター、かしの木山自然公園において四季おりおりの植物、昆虫、野鳥などを題材とした観察会を開催しました。自然を体験できる機会の提供ができました。	今後も自然観察会を継続していきます。	公園緑地課
特別緑地保全地区等の指定の検討	新たに特別緑地保全地区に指定する箇所についての検討を行い、現在の「原町田ふるさとの森」の区域(原町田三丁目1508番2 外)を指定する方針に決定しました。	特別緑地保全地区に指定することで、貴重なみどりを保全し活用していきます。	公園緑地課
街路樹の適正な維持管理	枯損等で欠損した植樹帯等に、計317株の低木と、計3本の高木を植栽しました。	今後も緑量の確保に努めます。	道路維持課
みどりのカーテン等の普及啓発	2022年5月に558人の市民、83の団体・施設に対し、計4,105のゴーヤの苗を配布しました。身近な環境配慮行動への関心を高めるとともに、カーテンづくりという具体的な環境配慮行動の実践につなげることができました。	多くの方が行動実践できるよう取組を継続していきます。	環境政策課

## 施策[4] 身近な気候変動の影響への適応を進めます

### 市民生活や健康への影響に関する対策を推進します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
みどりのカーテン等の普及啓発【再掲】	2022年5月に558人の市民、83の団体・施設に対し、計4,105のゴーヤの苗を配布しました。身近な環境配慮行動への関心を高めるとともに、カーテンづくりという具体的な環境配慮行動の実践につなげることができました。	多くの方が行動実践できるよう取組を継続していきます。	環境政策課
熱中症予防のためのチラシ・ポスターの配布	民間協定事業者と連携して、熱中症予防のチラシ1,400枚、ポスター150枚を作成し、配布しました。市の施設だけでなく、町内会・自治会の掲示板などにも掲示してもらうことで、多くの人に普及啓発を行うことができました。	熱中症に弱い高齢者や子どもなどに対する普及啓発を更に行っていく必要があります。	健康推進課
歩道の透水性舗装*の整備	透水性舗装の整備により雨水の流出抑制を図りました(鶴川駅北口広場整備事業;透水性舗装 1173㎡整備)。	引き続き鶴川駅北口広場を含めたその他路線の透水性舗装の整備を進めます。	道路整備課
気候変動の影響によって発生する可能性がある感染症への対策	気候変動の影響に限らず、新型コロナウイルス感染症対策の観点から感染症の予防や市内における感染症発生動向などについて、積極的に情報発信を行いました。市民や関係機関などの職員が感染症予防について関心が高まり、正しい知識を持ち、自ら適切な予防や感染拡大防止策を取るこの一助となりました。	温暖化と感染症の直接的な関係はまだ明確に確認されていないとされているため(環境省)、今後も必要に応じて情報の収集に努めていきます。	保健予防課

## 施策[4] 身近な気候変動の影響への適応を進めます

### 風水害、土砂災害への対策を推進します(1/2)

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
都市計画道路、市街地道路での無電柱化工事の実施	電線共同溝および道路改良工事の実施(町田624号線消防署前)しました。	2023年度も引き続き町田623号線の整備を進めることや、新たに町田835号線の電線共同溝工事に着手します。	道路整備課
雨水管の浸水対策の推進	雨水管整備工事(2箇所)や豪雨前パトロール実施しました。浸水被害を軽減することができました。	効果的な浸水対策を実施していくため、過去の浸水履歴から抽出した対策箇所を優先して浸水対策を進めます。	下水道整備課
宅地開発・中高層建築物の雨水貯留・浸透施設設置の指導	2022年度は、65件の宅地開発事業と29件の中高層建築事業に対して、雨水浸透施設設置の指導をしました。	—	土地利用調整課
宅地開発・中高層建築物の雨水貯留・浸透施設設置の指導および個人住宅の雨水浸透設備設置補助事業の普及促進	雨水貯留施設について、中高層建築物に対し2件の指導を行いました。 雨水浸透設備設置補助事業について、2021年度に自己負担額の軽減のため、雨どいからますへ接続する工事等の附帯工事(上限額約17万円、年度により変動)を補助対象とし、補助内容を拡充しました。 2022年度は自己負担額のさらなる軽減とこれまでの補助上限額20万円に加えて附帯工事を満額利用できるようにするため、補助上限額を増額しました。	引き続き、雨水浸透貯留施設の指導を行い、水害対策を推進します。	下水道管理課



## 施策[4] 身近な気候変動の影響への適応を進めます

### 風水害、土砂災害への対策を推進します(2/2)

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
洪水・土砂災害ハザードマップの作成・配布	洪水・土砂災害ハザードマップを転入者や希望者に配布しました。防災意識の向上や風水害時における避難行動の普及・啓発することができました。	浸水予想区域や土砂災害警戒区域等の情報は、市民の避難に必要かつ重要な情報です。ハザードマップの配布を行うとともにハザードマップの更なる周知についても実施していきます。	防災課
自主防災リーダー育成事業	東京マイ・タイムラインセミナー、風水害VR体験会、FC町田ゼルビアと連携した情報発信を実施しました。セミナーやイベントの実施、幅広い分野への情報発信することで、防災に関する知識向上につながることができました。	未来の担い手となる若年層など、より幅広い年齢層に向けて、これまで以上に伝わる手法による情報発信します。	防災課

### 農業および自然環境への影響に関する対策を推進します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集	有害鳥獣による農作物被害の減少に向けた対策に取り組めます。増加傾向にある有害鳥獣の捕獲・処分の業務委託を行い、農作物被害の減少を図りました(外来生物であるアライグマの捕獲数は増加傾向)。	引き続き、有害鳥獣による農作物被害の減少に向けた対策に取り組めます。	農業振興課
生態系に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集	アライグマ・ハクビシン防除事業を実施しました。また、小学生以下の子どもを対象にザリガニ釣りイベントを実施しました。市民が生態系の保全を図ることの重要性を知る機会を提供できました。また、市民、特に小学生以下の子どもが外来生物の環境に及ぼす影響を知る機会も提供できました。	アライグマ・ハクビシン防除事業を継続して進める必要があります。2023年6月1日に新たにアメリカザリガニとミシシッピアカミミガメが条件付き特定外来生物に指定されるので注視して行く必要があります。また、ザリガニ釣りについては、地元高校と協働して進めます。	環境共生課

## 基本目標 2

### 源流から里山、都市が織りなす いのち輝くまち

基本目標	施策
2 源流から里山、都市が織りなす いのち輝くまち	[1] 生きものの多様性を守ります
	[2] 水とみどりを守り活用します
	[3] 歴史的・文化的環境を守ります

## 施策[1] 生きものの多様性を守ります

### 生物多様性保全の取組を推進します

取組内容	2022年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
学校におけるビオトープ*の創出、活用	小学校低学年では生活科の学習、中学年や高学年では総合的な学習の時間や理科の学習において、ビオトープを活用して虫やメダカなどの水辺の生き物の観察・飼育を行います。 水辺の生き物の観察・飼育を通して、水中で生きる、昆虫とメダカなどが共生するための仕組みを学ぶことができました。	学校ビオドープを維持するため、適切に管理することが課題です。そのために学校内の教職員のみならず、外部人材を活用し、維持管理に務めます。	指導課
環境保全団体との協働による、生物の保全推進	ECO toフェスタ、生きもの共生フォーラム、まちカフェ！などの場で、環境保全団体と協働して生物保全の重要性を発信し、合わせて情報交換を行いました。 また、シティプロモーション動画「まちテレ」や広報まちだ8月1日号で環境保全団体の活動を紹介し、市民への周知を図りました。 まちカフェ！に参加したことや、生きもの共生フォーラムで初めて森林インストラクター*協会を招いたことで、環境保全団体以外へのPRの機会ができました。	森林インストラクター協会との連携を強化し、環境保全団体以外の市民へのPRをする必要があります。	環境共生課
環境保全団体との協働による、生物の保全推進	公益的活動団体による生物の保全を支援しました。	今後も公益的活動団体の生物の保全活動を支援していきます。	公園緑地課
ビオトープ創出のための普及啓発	市内小学校1校でビオトープを活用した出前授業を実施しました。 「ハナバチからみた野草のせかい」で、ハナバチと野草を例にビオトープについての周知を図りました。 小学校にビオトープ管理についてのアドバイスを行う機会を提供し、児童がビオトープに関する理解を深めることができました。	引き続き広く市民にビオトープの理解を深める機会を設けることを検討します。	環境共生課

## 施策[1] 生きものの多様性を守ります

### 市内の生きものの生育・生息状況を把握・公表します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
市民協働による生きもの調査の実施	通年でアプリ「まちピカ町田くん」を使った市民協働による生きもの調査を行い、8月にキャンペーンを実施しました。また、シティプロモーション動画「まちテレ」でも調査を紹介し、周知を図りました。 希少種を含め約1,300件の確認ができました。 調査結果を市ホームページやイベント(ECO to フェスタ会場、市庁舎1階イベントスタジオなど)で公表しました。	引き続き調査の周知を図り、参加者を増やすために、キャンペーンなどを実施します。 生きものの同定等で大学等との連携を検討します。	環境共生課

### 外来生物対策を進めます

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
生態系に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集【再掲】	アライグマ・ハクビシン外来生物防除事業を実施しました。ザリガニ釣りを実施して外来生物の防除を行いました。生態環境の保全を図り、市民に外来生物が及ぼす影響を知る機会を提供しました。	アライグマ・ハクビシン防除事業を継続して進める必要があります。 2023年6月1日に新たにアメリカザリガニとミシシippアカミミガメが条件付き特定外来生物に指定されるので注視して行きます。 また、ザリガニ釣りについては、地元高校と協働して進めます。	環境共生課
農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集【再掲】	有害鳥獣による農作物被害の減少に向けた対策について、JA町田市と町田猟友会へ捕獲委託を行い、有害鳥獣の個体数の削減に取り組みました。また、電気柵等の侵入防止対策の普及を推進し、農業者の自衛意識の向上に取り組みました。	引き続き、有害鳥獣による農作物被害の減少に向けた対策に取り組みます。 捕獲頭数の増加に伴い、予算の確保が課題になると見込まれます。	農業振興課
外来生物の適正な飼育・管理の普及啓発	イベント、HPおよびチラシを使い、外来生物の適正な飼育・管理の普及啓発を行いました。 小学生を中心に外来生物が町田市の生態環境に及ぼす影響を知る機会を提供できました。	身近なアメリカザリガニやミシシippアカミミガメが2023年6月1日に条件付き特定外来生物に指定されることを周知する必要があります。	環境共生課

## 施策[1] 生きものの多様性を守ります

### 生物多様性に関する情報を発信します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
自然観察会、学習会等の開催	里山環境を保全・活用する団体へ支援を行い、市民等へ里山に親しむための体験学習等の機会を提供しました。 11月に鶴見川源流保水の森において「ヤブカンゾウの苗植え体験」を実施しました。また、公募により協定を締結したNPO団体主催による植樹会や自然環境学習会を実施しました。	引き続き、里山環境を保全・活用する団体の支援を行い、里山の環境を整えます。	農業振興課
自然観察会、学習会等の開催	忠生公園自然観察センター、かしの木山自然公園において四季おりおりの植物、昆虫、野鳥などを題材とした観察会を開催しました。 自然を体験できる機会を提供することができました。	今後も自然観察会を継続してまいります。	公園緑地課
生物多様性に関わる多様な主体の交流の場づくり	「生きもの共生フォーラム」と「まちカフェ！」で生物多様性に関わる多様な主体の交流の場づくりを行いました。シティプロモーション動画「まちテレ」や「広報まちだ8月1日号」で環境保全団体の活動を紹介し、市民への周知を図りました。 開催したことで、多くの方々に生物多様性保全に関わる活動を知ってもらうことができました。	次世代の新たな担い手の発掘が必要です。	環境共生課

## 施策[2] 水とみどりを守り活用します

### 里山の環境を活用・保全します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
東京都への保全地域指定の要請の検討	東京都と新たな保全地域(三輪町)の指定について事前相談や活動団体とのヒアリングを行いました。 保全地域の指定に向けて、区域の取り方等について方向性が示されました。	今後は、保全地域の指定に向けたスケジュール調整や管理方針等について引き続き検討が必要です。	公園緑地課
自然環境学習会や市民協働による里山環境の活用・保全	里山環境を保全・活用する団体の支援を行いました。 鶴見川源流保水の森および奈良ばい谷戸*において、公募により協定を締結したNPO団体が主体となり、里山環境の保全や自然環境学習会を実施しました。	引き続き、里山環境を保全・活用する団体の支援を行い、里山の環境を整えます。	農業振興課
森林インストラクター養成の支援	生きもの共生フォーラムで、一般社団法人日本森林インストラクター協会に講師を依頼して「SDGsで注目。森に関する専門資格「森林インストラクター」とは」の講演を通して森林インストラクターの養成支援につなげる場づくりとすることができました。	次世代の新たな担い手の発掘が必要です。	環境共生課

## 施策[2] 水とみどりを守り活用します

### 市民が農とふれあえる機会の充実を図ります

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
農業体験機会の提供	農の魅力伝えるため、薬師池公園四季彩の杜西園では野菜の収穫体験、ふるさと農具館ではなたね油しぼりを実施しました。 市民が農に触れ合える機会を作ることで、農を身近に感じるきっかけを創出することができました。	引き続き、庁内関係部署や指定管理と連携し、農業体験イベントを実施します。	農業振興課
農業体験機会の提供	健康的な食生活のあり方を考え、食べ物を栽培する人などに感謝する気持ちをもったり、地域で取れる農作物を知ることができます。小学校低学年を中心に野菜作りなどの体験活動を行います。 町田の自然環境を実感する中で、それぞれの地域で栽培される農産物を知ることができ、また実際に農業体験をする中で、野菜作りの楽しさや難しさを実感することができました。	農作物の栽培方法や栽培における難しさを児童生徒が自分ごととして捉えることが課題です。そのために校外学習や宿泊行事等で農業体験を取り入れ、農業の楽しさや難しさを実感してもらうことが大切です。	指導課
米作り農業体験の実施	米作り農業体験事業を実施し、参加者に農とふれあう機会を提供しました。11組30名が参加し、田植え、稲刈りなどの農作業を体験しました。	食が自然の恩恵などに支えられていることを理解できるよう、農作業体験の場を提供します。	農業委員会

## 施策[2] 水とみどりを守り活用します

### 多面的効果を発揮するグリーンインフラの保全・整備を促進します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
遊休農地のあっせん	2023年1月に農地バンクに登録されている農地を公開し、あっせん事業を行いました。2023年4月1日付けの農地の貸借が4件成立しました。	引き続き、休耕している農地を耕作希望者にあっせんすることで、遊休農地の活用を図ります。	農業振興課
特別緑地保全地区等の指定の検討【再掲】	新たに特別緑地保全地区に指定する箇所についての検討を行い、現在の「原町田ふるさとの森」の区域(原町田三丁目1508番2 外)を指定する方針に決定しました。	特別緑地保全地区に指定することで、貴重なみどりを保全し活用していきます。	公園緑地課
都市計画公園の用地取得・整備	整備予定の用地取得を行いました。 (仮称)蓮田緑地(用地取得率99.3%) (仮称)大戸広場(用地取得率16.3%) (仮称)三輪緑地(用地取得率54.4%)	引き続き、整備に向けて用地取得を進めていきます。	公園緑地課

### 水辺環境を保全します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
鶴見川・境川・恩田川等の水源涵養域*にある樹林地等の保全	鶴見川源流域の上小山田みつやせせらぎ公園において、公益的活動団体が外来種の駆除を行っています。 外来種の駆除、ノカンゾウ等の栽培を行いました。	今後も公益的活動団体の活動を支援していきます。	公園緑地課
東京都環境確保条例に基づく地下水の揚水量の把握、必要に応じた地下水利用者への指導	地下水利用者に対し、地下水の揚水量の報告および指導を行いました。地盤沈下の未然防止が図ることができました。 湧水や湧水地を保全する重要性を理解してもらうことができました。	引き続き地下水利用者に対し、揚水量の報告および指導を行います。	環境共生課
湧水調査の継続、湧水地の保全	湧水に関する情報や湧水地の保全に関する取組をHPに掲載しています。 また、湧水地で大学生に湧水の大切さを伝える機会を設けました。	引き続き、湧水について保全を進めます。	環境共生課



## 施策[3] 歴史的・文化的環境を守ります

### 歴史・文化とのふれあいを進めます

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
観光交流拠点を活用したイベントの実施	小野路宿里山交流館ではウォーキングイベントを中心に28件のイベントを実施しました。ほぼすべてのイベントで定員を達成する予約がありました。 また、町田市観光コンベンション協会では薬師池や絹の道等、歴史的・文化的環境を活用した、ウォークツアーを36件実施しました。	継続したイベントの実施の必要があります。	観光まちづくり課
フットパスの普及促進	小野路宿里山交流館でフットパスコースを通るウォーキングツアーのイベントを実施しました。 小野路宿里山交流館では秋のフットパスガイドウォークのほかウォーキングイベントを合計7件実施し、町田市の自然や歴史、文化の魅力発信につながりました。	フットパスコースの環境を守るため、マナー啓発の看板や道標の管理を行います。 町田市の自然や歴史、文化にふれあえるフットパスコースを活用したイベントを実施し、これらの魅力を磨き上げます。	観光まちづくり課

### 歴史的・文化的環境を保全します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
国・都・市指定史跡・有形文化財の整備事業の実施	町田市所有の指定文化財(高ヶ坂石器時代遺跡、旧永井家住宅)の修繕を実施しました。また、個人が所有している指定文化財(青木家屋敷)については、修繕にかかる費用の一部を補助しました。	指定文化財の整備や修繕には多くの事業費がかかります。そのため、指定文化財を適切に保存していくためには、状況をきちんと把握し計画的に整備等を実施していく必要があります。	生涯学習総務課
文化財保護の一環として国・都・市指定史跡・有形文化財の広報活動の実施	東京文化財ウィーク、高ヶ坂石器時代遺跡見学会などのイベントを通じて文化財の魅力を発信しました。また、2022年4月から「町田デジタルミュージアム」を公開し、インターネット上で、いつでもどこでも指定文化財(一部)を見ることができるようになりました。 「町田デジタルミュージアム」について多くの方に閲覧いただいております、2023年3月末時点でアクセス数は372,749となりました。	引き続き、イベント等を通じて文化財の魅力を発信していきます。	生涯学習総務課

## 基本目標 3

### 徹底したごみ減量、資源化を進めるまち

基本目標	施策
3 徹底したごみ減量、資源化を進めるまち	[1] ごみの減量を進めます
	[2] 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます
	[3] 社会的課題への対応を強化します

## 施策[1] ごみの減量を進めます

### 生ごみの減量を推進します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
食品ロス削減、水切り等の啓発	<p>(仮称)食品ロス削減推進計画の策定に向け、庁内関連部署の取組状況や先行自治体の事例を確認し、計画の骨子および素案を策定しました。</p> <p>食品ロスの削減を総合的に推進する体制づくりを目指し、市庁舎窓口でフードドライブの受付を開始しました。(2月1日開始)受付開始に伴い、広報まちだやSNS(X(旧Twitter)・Instagram)でフードドライブの周知を行いました。また、町田市バイオエネルギーセンターで開催した「まちだECO to フェスタ」では、フードドライブの周知をするとともに、食品ロスに関するアンケートを行いました。アンケート結果から、市民センター等市民が食品を持ち込みやすい場所に常設のフードドライブ受け取り窓口が求められていることがわかりました。</p>	<p>(仮称)食品ロス削減推進計画を策定します。また、計画に位置付けた施策について、庁内関連部署や民間事業者と連携し、取組を実施していきます。</p> <p>食品ロスの削減を総合的に推進する体制づくりを目指し、より多くの市民がフードドライブに参加できるよう、市内施設での常設窓口の拡充を目指します。</p>	環境政策課
生ごみ処理機等の利用促進、一次生成物の活用方法の検討・広報	<p>家庭用生ごみ処理機等購入費補助制度について、情報紙「ごみナクナーレ」9月15日号に掲載しました。また、2月に市内電器店やホームセンター等に補助金の啓発ポスターやポップを配布しました。</p> <p>2021年から販売経路を確保したダンボールコンポストの補助申請が24件と増えています。引き続き取り組みやすいダンボールコンポストの啓発を進めました。補助金の啓発ポスターやポップの配布では、35店舗に協力いただくことができ、広く市民へ周知できました。</p>	<p>家庭用生ごみ処理機等購入費補助制度について、生ごみ処理機取扱い店舗の情報を収集し、引き続き周知協力店を増やしてPRを強化することで、家庭用生ごみ処理機等購入費補助制度の利用を推進します。</p>	環境政策課

## 施策[1] ごみの減量を進めます

### プラスチックごみの減量を推進します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
容器包装プラスチック資源化施設の整備・運営	町田市資源循環型施設整備基本計画に基づき、ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源ごみ処理施設を市内に分散して整備する取組のうち、「施設整備の進捗状況(相原地区)」については、都市計画事業認可を受け用地取得を開始しました。	町田市資源循環型施設整備基本計画に基づき、ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源ごみ処理施設を市内に分散して整備します。また、2022年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)に基づき、国や都の動向にも注視しながら容器包装プラスチックおよび製品プラスチックの資源化に向けた施設整備を目指します。 資源ごみ処理施設整備に向け、相原地区については事業用地の取得を進めます。上小山田地区については、道路から資源ごみ処理施設へのアクセス道路の検討等、必要な事項について調整を進め、測量着手を目指します。	循環型施設整備課
マイバッグ、マイボトル、プラスチック代替品等の利用促進の広報	使い捨てプラスチックの代替品に関する情報として、ごみ分別アプリ1回(マイボトルを持ち歩こう)、ホームページ1回(ペットボトルの再資源化)、X(旧Twitter)、Instagram各1回(ウォーターサーバー設置)発信しました。また、親子向けにプラスチックの3R講座およびプラスチック資源化施設見学会を開催して啓発しました。 3月25日にプラスチックの3R講座を開催し、特にペットボトルのリサイクルについて、分別をどのようにすれば質の良いリサイクルが行われるかを知ってもらい、分別や資源化の啓発を行いました。	使い捨てプラスチック代替品についての啓発手段については、ごみ分別アプリ、ホームページ、X(旧Twitter)、Instagramを主体の媒体として情報発信していきます。内容については、「使い捨てプラスチックをもらわない」をテーマにした情報発信を新たに行います。	環境政策課

## 施策[1] ごみの減量を進めます

### その他の家庭系ごみの減量を推進します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
リデュース・リユース・リサイクルの取組、啓発の強化	子ども用リユース品事業について、10月から12月に大型ベビー用品・服飾雑貨、玩具等の回収会と配布会を子どもセンター等で各5回実施しました。また3月のまちだECO to フェスタで追加配布しました。「まちエコフリーマーケット」について、9月、12月と3月のまちだECO to フェスタでの実施を支援しました。	子ども用リユース品事業の実施や「まちエコフリーマーケット」実施の支援について、引き続き行います。	環境政策課
適正排出の推進	雑がみの分別については、イベントで雑がみ袋を配布し、分別の協力を呼びかけるとともに、出し方ガイド、ごみ分別カレンダー、転入者へ雑がみ袋を配布および町内会向け出前講座でも周知しました。	雑がみの分別については、メモ用紙などに資源化でき燃やせるごみ減らせることを引き続き各種媒体を使って周知を図ります。	環境政策課
粗大ごみのリユース販売の強化	粗大ごみの再生販売については、広報誌による周知やマスコミの取材による放映により、数量が前年度を超える数字になりました。また、株式会社ジモティーとリユースの促進についての協定を結び、粗大ごみ再生販売店にどのようなものがあるか見るできるようになりました。	粗大ごみ再生販売については、引き続き広報誌やジモティー掲示板を利用して周知を進めます。また、さらに民間の力を利用した粗大ごみの削減に努めます。	環境政策課

## 施策[1] ごみの減量を進めます

### 事業系ごみの適正排出・減量を推進します(1/2)

取組内容	2022年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
公共施設から出るごみの減量	市庁舎内の課から排出された燃やせるごみ(事業系一般廃棄物)の組成調査を2回実施しました(8月19日、2月8日)。組成調査の結果から、燃やせるごみの袋の中に資源化できる紙類が多く含まれていることがわかったため、調査結果及び雑がみ類の分別方法を職員に周知しました。また、分別だけではなく、紙の出力枚数は必要最低限にするよう呼びかけを行いました。また、全職員を対象とした研修(e-ラーニング)で、紙の分別方法及び使用量削減の啓発を行いました。	市で管理している施設から排出される事業系ごみの削減に向け、全職員を対象とした研修を実施します。また、市庁舎から排出されるごみの調査・分析を行い、効果的な啓発を検討します。加えて、紙の使用量削減に向け、職員に対し啓発を行います。	環境政策課
食品廃棄物の減量・資源化に向けた情報提供や働きかけ	大規模事業所立入り時に、43事業所に対しフードバンクの取組について周知しましたが、実施に至った事業所はありませんでした。食べきり協力店については、2店舗増やすことができました。その情報を町田市ホームページやX(旧Twitter)、Instagram、情報紙「ごみナクナレ」9月15日発行で紹介をしました。	継続して事業所訪問時に食品ロスやフードバンク等に関する情報提供や他事業所の取組を周知していきます。また、保健所との連携についても検討していきます。食べきり協力店については、引き続き増やせるよう情報を収集します。また、協力店になっていただくためには、経営者の方が協力店になるメリットを感じていただけることがあり、メリットの一つとして多くの方が店舗を利用することがあると考えています。そのために各種媒体で協力店の周知を行います。また、町田商工会議所の協力を得ながら事業を進めます。	環境政策課

## 施策[1] ごみの減量を進めます

### 事業系ごみの適正排出・減量を推進します(2/2)

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
適正排出のための情報提供、訪問指導の実施	<p>大規模事業所への立入り指導は、新型コロナウイルス感染予防のため学校、病院、特養特別養護老人ホームを除外したため43件、内容物検査で不適物が確認された事業所に対し32件指導を行いました。</p> <p>今年度初めての取組として、東京都環境公社と連携して一般廃棄物、産業廃棄物*、資源化物等の多方面から効果的な指導を行うことができました。不適正排出が認められた事業所に対し電話による指導を行い、適正排出に向けた意識改革を促すことができました。しかし、廃棄物の出方にはバラつきがあるため、継続的に指導啓発をしていく必要があります。</p>	<p>計画的に大規模事業所への立入り指導を実施し、より効果的な指導・啓発ができるよう取り組んでいきます。また、廃棄物処理に関する有用な情報が提供できるよう努めていきます。一般廃棄物と産業廃棄物の区別を理解していない事業者がいることから、根気強く指導を継続していきます。</p>	環境政策課
優良事業者の表彰・公表	<p>2022年度まちだ3R賞は、3月24日に4事業所へ賞状贈呈を行い、目標に掲げている累計10者を上回り12者とすることができました。</p> <p>2021年度まちだ3R賞受賞事業所の情報を広報、ホームページ、SNS、ごみカレンダーに掲載し周知しました。また、2事業所に3月のまちだECO to フェスタに出展していただくとともにステージでの自社PRをしていただき、多くの来場者に周知することができました。</p> <p>大規模事業所立入り時に幅広く周知を行い、昨年に引き続き申請された3事業所と、新規に1事業所から申請を受け賞状贈呈をすることができました。これをきっかけに引き続き有用な取組を実践していただき、次年度のまちだ3R賞の申請につなげていけるよう周知しました。</p>	<p>引き続き大規模事業所立入り時にまちだ3R賞について周知を行い、事業所にとって申請する事にインセンティブが感じられるような取組を行っていきます。</p> <p>2022年度は各種広報への掲載や準まちだ3R賞創設等行うことができたため、2023年度は更に効果的な取組ができるよう検討していきます。</p>	環境政策課

## 施策[2] 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます

### 一般廃棄物処理施設を整備・運営します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
町田市バイオエネルギーセンターにおける、効率的なエネルギー回収の推進	新焼却施設(2022年1月使用開始)における発電効率は概ね20%を超えており、目標値を達成しています。	新しいごみ焼却施設にて、指標としている発電効率(17%以上)を達成できるよう引き続き設備全般に対する安定的で継続する運営のモニタリングを実施し(発電効率の確認を行います)。	循環型施設管理課
生ごみのバイオガス化施設における、効率的なエネルギー回収の推進	発電量は目標値を達成しています。 要因の1つとしては、発生した余剰ガスを燃焼させ廃棄することで効率が下がらないよう、発酵槽へのごみ投入量を細かく調整していることが考えられます。引き続き運転状況等のモニタリングを行い、安定した操業による目標値の達成を目指します。	バイオガス化施設では、ごみ質の変動にかかわらず指標としている発電量が目標値を達成できるよう、運営事業者の施設運転状況等について適切に操業が行われているかモニタリングを行います。目標値が達成できない場合、運営事業者と協議し、改善を促して目標値の達成を目指します。	循環型施設管理課



## 施策[2] 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます

### 収集体制を整備します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
効率的なごみ・資源の収集運搬体制の検討・構築	<p>8月から10月にかけて、可燃ごみ収集運搬業務受託事業者7社の収集車に、収集サポートシステム※を使用したタブレット端末を搭載して走行し、走行距離、走行ルート、積載量、収集時間のデータを取得しました。</p> <p>11月から12月にかけて、取得したデータの分析を行った結果、収集車ごとの積載量にばらつきがあることが明らかになったため、収集車同士が応援し合いながら、効率的に収集することが可能な地区割り案を作成しました。</p> <p>1月から3月にかけて部内で検討し、ごみの減量・資源化を推進するためのプラスチックの分別収集や、高齢化社会への対応として、資源を戸別収集に変更するほか、働き方改革を考慮した土曜日収集の廃止、CO<sub>2</sub>削減のための収集頻度の見直し等について、必要経費や走行距離の試算、メリット・デメリットの整理を行いました。集めた資源の中間処理の方法や収集運搬方法の検討に時間を要し、方針案の策定には至りませんでした。</p> <p>※収集サポートシステム：タブレット端末を使用しながら収集を行い、収集時間や走行距離、収集量のデータを蓄積することで、効率的な収集ルートを導くことができるシステム。</p>	ごみ・資源の中間処理先、収集運搬方法、市民の排出方法について部内関係課と検討を進め、効率的な収集体制の方針を決定します。	ごみ収集課

### 資源の有効活用を推進します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
回収拠点や回収品目の増加等の推進	<p>プラスチック類の資源化品目拡大に向け、2023年3月20日にHOYA(株) アイケアカンパニーと「使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定書」を締結し、コンタクトレンズの空ケースの回収に向けた調整を行いました。</p> <p>リサイクル広場の回収品目については、使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収を実施できる体制を整えました。</p>	プラスチック類の資源化品目拡大に向け、4月1日から使い捨てコンタクトレンズの空ケースの拠点回収を市内10施設で開始します。	環境政策課

## 施策[3] 社会的課題への対応を強化します

### 災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
迅速な初動対応のための教育・訓練の実施	道路の通行を妨げるがれきや市民によって排出される家財道具などの災害廃棄物が発生した場合を想定した訓練の企画を道路部と合同で行い、11月に実施しました。 訓練では、発生した災害廃棄物を集積する仮置場の開設、運営、搬入の手順を検証するために、仮置場の開設手順や分別レイアウト、搬入の流れについて確認しました。	引き続き、災害廃棄物処理に関する理解を深め、部署内で知識や経験を定着させるために、仮置場の開設、運営、搬入の検証を行う実動訓練を、災害廃棄物に関する協定を締結した一般財団法人まちだエコライフ推進公社と連携して実施し、仮置場の開設手順や搬入の流れについて確認します。	環境政策課
迅速な初動対応のための教育・訓練の実施	災害時の資源とごみの適正排出について、9月に全戸配付した2022年10月～2023年9月版「資源とごみの収集カレンダー」および2023年度版「資源とごみの出し方ガイド」に掲載したほか、環境広報紙「ECOまちだ」2023年1月15日号に記事を掲載しました。さらに、市HPIに災害時のごみ出しについて掲載しました。	災害時の資源とごみの適正排出について、環境広報紙「ECOまちだ」、「資源とごみの収集カレンダー」、「資源とごみの出し方ガイド」に啓発記事を掲載します。また、市HPIに災害時にごみをできるだけ出さない方法や、平常時の心がけに関する情報を掲載します。	ごみ収集課
他自治体や民間事業者等との連携体制の整備	市内や多摩地域の自治体、市の収集委託事業者や一般廃棄物処理業許可業者から情報収集を行い、発災時に災害廃棄物の収集運搬処理が可能な1社と協定を締結しました。	災害廃棄物の収集運搬処理が可能な市の一般廃棄物処理業許可業者と協定を締結します。また、引き続き、災害廃棄物の収集運搬処理が可能な事業者の情報収集を行い、協定を締結します。	環境政策課

## 施策[3] 社会的課題への対応を強化します

### 超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題へ対応します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
紙おむつなどの資源化事業の研究	<p>使用済み紙おむつのリサイクルの可能性や課題について、東京都や紙おむつリサイクル事業者と意見交換を行いました。また、2021年度に実施した「使用済み紙おむつのリサイクル推進に向けた実証事業」で課題となった大人用紙おむつの使用実態を把握するため、市内高齢者施設に対しアンケート調査を行いました。</p> <p>アンケート調査結果から、施設入居者の約71%が大人用紙おむつを使用していることがわかりました。また、市の全高齢者施設から排出される紙おむつの推計量は年間約2,001tとなっており、事業系一般廃棄物全体の10%以上を使用済み紙おむつが占めていると想定されることがわかりました。</p>	<p>新たな資源化品目の設定を目指し、増加傾向にあるごみ種を資源化するために、そのごみ種の調査研究を行います。</p>	環境政策課

### 不適正処理の防止対策を進めます(1/2)

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
環境美化活動の推進	<p>2022年度は、ごみゼロデー美化キャンペーン1回、美化推進キャンペーン4回、美化推進キャラバン5回、町田駅周辺巡回指導12回、啓発記事発信3回、実証実験2回、合わせて27回の啓発活動を行いました。</p>	<p>以下の美化推進啓発活動を行います。</p> <p>「美化推進キャンペーン」: 美化推進重点区域内および付近の町内会・自治会や商店会等と協力して啓発品の配布や清掃活動を行います。</p> <p>「美化推進キャラバン」: 主に市の職員が市内各駅周辺にて啓発品の配布や清掃活動を行います。</p> <p>「町田駅周辺巡回指導」: 美化推進員とともに喫煙マナーの指導や啓発活動を行います。</p> <p>ハスのんInstagramへの投稿や、市のホームページを活用し美化推進重点区域の周知等、情報発信を行います。</p> <p>町内会・自治会や商店会等との連携のとれたイベント等の啓発活動のあり方を検討します。</p> <p>南町田グランベリーパーク駅周辺および玉川学園前駅周辺にて、実証実験を行い、美化推進重点区域外用のポイ捨て防止対策用路面シート設置によるポイ捨てごみ等の減少の有無を検証します。</p>	環境共生課

## 施策[3] 社会的課題への対応を強化します

### 不適正処理の防止対策を進めます(2/2)

取組内容	2022年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
違法行為防止のためのパトロール強化	<p>【パトロール(昼間150回・夜間48回)】 昼間パトロールについて、当初の想定では128回/年でしたが新型コロナウイルス感染症が落ち着いたため、150回/年実施しました。 パトロールコースについて、2021年度に貸与した啓発看板設置場所を含めたコースに見直しを行いました。また、継続的に不法投棄多発地域のパトロールを実施し、不法投棄を発見した場合は、関係部署に連絡して対応を依頼するなど、状況に応じた処理をしました。夜間パトロールについては、青色回転灯を装着し防犯も兼ねたパトロールを48回/年実施しました。 警察との連携については、4月18日に町田警察署、4月22日に南大沢警察署、2月15日に町田警察署と南大沢警察署を訪問し、協力を依頼しました。</p> <p>【監視カメラ・啓発看板】 現在の設置場所の監視が必要な為、新設・移設は行っていません。啓発看板について、市民からの要望を受けた貸与件数は70件、貸与枚数は140枚でした。</p>	<p>昼間、夜間のパトロールのコースの見直しを行い、不法投棄の防止、抑止を図ります。 不法投棄多発場所に監視カメラや啓発看板を設置し、不法投棄がされにくい環境を整えます。</p>	ごみ収集課
ごみの適正な排出方法の広報	<p>SNS244回、動画3回、メール配信1回は、イベント情報やごみ減量アイデアなど旬の情報(引越し時期のごみの捨て方など)を発信できました。 ごみ分別アプリでの情報発信を11回行いました。また、利用しやすいように、ごみの分別検索機能の更新を行いました。 チラシについて、7月15日(金)～8月11日(木)に市内8つの図書館でSDGs環境分野に関連する児童書の特集本コーナーを設置し、ごみ分別アプリ、「ごみナクナーレ」、X(旧Twitter)・InstagramのQRコードを記載した名刺カードを1,010枚配布し、ごみ分別アプリのダウンロード数は前年同月比114.6%(2022年度1,120回・2021年度977回)でした。</p>	<p>内容を精査しながら年間を通じて随時発信します。市民にごみの分別やごみの減量方法が分かりやすく伝わるよう、役立つ情報を発信します。 (SNS192回、分別アプリインフォメーション12回、YouTube6回) 市民や団体、事業者のごみ減量、3R推進に関する優れた取組を取り上げて、広く周知します。</p>	環境政策課

## 基本目標 4

### 安全で快適な暮らしを実現するまち

基本目標	施策
4 安全で快適な暮らしを実現するまち	[1] 誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります
	[2] 美しく快適なまちを維持します

## 施策[1] 誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります

### 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動を抑制するため、市民・事業者への働きかけを推進します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
大気汚染について、工場等を設置する事業者に対する事前指導および違反事業者への指導	工場等の設置を行う事業者に対し、ばい煙・粉じんの発生の未然防止の指導を行いました。 事業者への指導を行ったことで、大気汚染汚染未然防止が図られました。	事業場の指導を引き続き行っていきます。	環境共生課
水質汚濁について、河川等へ直接排水を行う事業者に対する事前指導および違反事業者への指導	河川等へ直接排水を行う事業者への排水調査や指導を行いました。 違反事業者への指導を行ったことで、水質汚濁の防止が図られました。	事業場の指導を引き続き行っていきます。	環境共生課
下水処理場への市民等の施設見学受け入れ	成瀬クリーンセンターで5件(計122名)、鶴見川クリーンセンターで9件(計326名)の施設見学を実施しました。 環境負荷の少ない汚水排水の仕方や汚水を綺麗にする下水処理の仕組みについて理解を得ることができました。	新型コロナウイルスにより、施設見学を受け入れできない時期もあり、見学者も減少していますが、今後は、施設運営に支障のない範囲で施設見学による啓発活動を推進していきます。	水再生センター
騒音・振動について、工場等を設置する事業者や工事を行う事業者に対する事前指導および違反事業者への指導	工場等の設置者および設置予定者に対し、騒音・振動発生の防止の指導を行いました。 事業者への指導を行ったことで、騒音・振動の発生防止が図られました。	事業場の指導を引き続き行っていきます。	環境共生課

## 施策[1] 誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります

### 大気質、水質、騒音を定期的に調査し、市民へ公表します

取組内容	2022年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
市内の大気環境の把握	主要幹線道路交差点等における大気質調査を実施し、大気環境の経年変化を継続して把握しました。 各測定項目において、全ての地点で環境基準値を下回っていることを確認できました。	引き続き大気質調査を実施し、大気環境の経年変化を把握していきます。	環境共生課
光化学スモッグ注意報等発令時の周知	光化学スモッグ注意報等発令時に、ホームページ等で周知しました。 市民の光化学スモッグによる健康影響の未然防止を図りました。	引き続き光化学スモッグ注意報等発令時において、市民へ周知をしていきます。	環境共生課
主要河川である鶴見川、境川、恩田川の河川調査の実施と結果の公表	主要河川の水質調査を月1回実施し、ホームページ等で調査結果を公表しました。 河川の水質の汚濁の状況を把握できました。	引き続き河川調査の実施と結果の公表を実施していきます。	環境共生課
主要幹線道路における自動車騒音調査の実施と結果の公表	主要幹線道路における自動車騒音調査を実施し、ホームページ等で公表しました。 各測定項目において、全ての地点で要請基準値を下回っていることを確認できました。	引き続き自動車騒音調査の実施と結果の公表を実施していきます。	環境共生課

### 河川へ放流する下水処理水の水質向上を図ります

取組内容	2022年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
下水処理水の水質向上	成瀬クリーンセンター、鶴見川クリーンセンターの高度処理施設について、適切な運転管理を行いました。 窒素含有量とりん含有量について低い値に保つことができました。	今後の施設改修に合わせて高度処理施設の導入を進め、高度処理化率を向上させていきます。	水再生センター

## 施策[1] 誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります

### 悪臭の発生防止に努めます

取組内容	2022年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
悪臭について、工場等を設置する事業者に対する事前指導および、悪臭を発生させた事業者への指導	工場等の設置を行う事業者に対し、悪臭発生の未然防止の指導を行いました。 事業者への指導を行ったことで、悪臭発生の未然防止が図られました。	事業場の指導を引き続き行っていきます。	環境共生課
ごみ処理施設等における、臭気測定の実施および設備の適正管理による臭気の発生抑制対策の実施	敷地境界および脱臭装置出口における臭気測定を実施しました。 臭気測定の結果は問題ありませんでした。	設備の点検整備を実施するとともに、定期的な臭気測定および臭気の確認を実施します。	循環型施設管理課

### 有害化学物質\*等の適正管理・処理の指導を進めます

取組内容	2022年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
有害化学物質の適正管理の指導	有害化学物質を取り扱う事業者に対して、指導を行うとともに、有害化学物質の使用・管理状況の把握を行いました。 有害化学物質の使用量を把握できました。	引き続き、事業者に対して、化学物質の使用量報告を指導します。	環境共生課
既存建物の解体時におけるアスベストの事前調査・届出・適正処理の指導	解体等工事の事業者に対し、法令に基づいた適切な指導・監督をしました。 適切な事前調査および届出について指導することで、解体等工事による大気中への石綿の飛散防止が図られました。	引き続き法令に基づいた適切な指導・監督を行います。また、2023年10月から改正大気汚染防止法の一部施行にあたり、改正点の周知を行う必要があります。	環境共生課
既存建物の解体時におけるアスベストの事前調査・届出の指導	建設リサイクル法に基づく届出における調査・関係法令の手続きにかかる確認・指導をしました。環境共生課と協力しながら、現場での適正処理の確認をしました。	引き続き、建設リサイクル法に基づく届出における調査・関係法令の手続きにかかる確認・指導を行い、環境共生課と協力しながら、現場調査による適正処理の確認を行います。	建築開発審査課



## 施策[1] 誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります

### その他の問題の対策を考え、安心して快適な環境の実現を図ります

取組内容	2022年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
中高層建築物を建設する事業者に対する放送電波障害*の事前調査の指導	中高層建築物等計画の事前協議において、対象事業者に対し、テレビの受信障害調査を実施しその報告書を提出するよう指導しました。 対象事業者に対し、テレビの受信障害調査に関する周知が図られました。	引き続き、事業者に対して、テレビの受信障害調査の実施を指導します。	環境共生課
屋外照明を設置する事業者に対する光害*未然防止の啓発	中高層建築物等計画の事前協議において、必要に応じて事業者に対し光害防止対策を講ずるよう指導しました。 対象事業者に対し、周辺への光害防止対策に関する周知が図られました。	現在の取組を引き続き行っています。	環境共生課
近隣騒音などのトラブル防止のためのマナー啓発	ホームページ等を通じトラブル発生防止の啓発を随時行いました。 啓発活動の継続により、相談者および発生者双方の一定の理解を得ることができました。	現在の取組を引き続き行っています。	環境共生課
市民の生活環境の保全のための空家対策の推進	管理の行き届いていない空家の所有者に対し、改善の働きかけを行いました。そのうち、51件について状態の改善がありました。	今後も継続的に所有者に働きかけをして管理不全の状態の空家を減らし、生活環境の保全を図る必要があると考えます。	住宅課

## 施策[2] 美しく快適なまちを維持します

### 愛着のある景観づくりを進めます

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
公共事業における景観アドバイザー*の活用の推進	「町田市公共事業景観形成指針」に基づき、景観協議を17件実施しました。 道路や公園等の公共事業の景観協議では、行政が率先して良好な景観づくりを実践するため、公共事業の重要度等に応じた協議を行い、地域特性や周辺環境を踏まえた施設整備につなげることができました。	景観協議を適切な時期に実施できるよう、協議時期を明確化します。	地区街づくり課
屋外広告物を含めた景観づくりの推進	「町田市屋外広告物ガイドライン(景観編)」に基づき、景観事前相談を実施しました。 屋外広告物に係る景観事前相談では、建築物等と一体的な景観誘導を図る事を目的に、広告物の形状や色使い、表示内容等の配慮を求め、33件中20件に応じていただきました。	約60%だった相談内容の反映率向上を目指し、相談を早期に開始できるよう、多くの関係者に周知します。	地区街づくり課
景観づくりセミナーの実施	庁内職員向けに景観まちづくりに関する講演会「得する景観一色は景観?」を開催しました。 55名の職員が参加し、公共施設整備において必要な景観についての考え方への理解を深めることができました。	セミナーや講演会など、継続的に開催し、景観意識の向上を目指します。	地区街づくり課

## 施策[2] 美しく快適なまちを維持します

### 快適な道路環境づくりを進めます(1/2)

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
市内各駅における放置自転車対策の実施	<p>放置自転車が多い場所や時間帯を中心に撤去等を行いました。小中学生対象に「放置自転車防止啓発ポスター」を募集し、応募作品を駅前に掲示し放置自転車防止の啓発に努めました。</p> <p>町田駅周辺駐輪場MAPを作成しました。</p> <p>放置自転車等(原付含む)の数が前年度より13%減少しました。</p>	あらゆる時間帯での放置自転車の撤去等の対策に加え、効果的な放置防止に関する啓発方法を検討します。	道路管理課
学校や地域での自転車や二輪車のマナー啓発	<p>市立小学校全42校の3年生を対象とした、自転車の交通ルールやマナーを学習する小学校自転車教室を実施しました。</p> <p>市立中学校7校の生徒を対象とした、スタントマンを活用したスクエアードストレイト方式による中学校自転車教室を実施しました。</p> <p>都立高校や地域の高齢者の総合相談窓口であるあんしん相談室における、交通ルールやマナーを学習する交通安全教室を実施しました。</p> <p>落語と交通安全講話を組み合わせた交通安全講座を市内4地区で実施しました。</p> <p>市内、近隣市在住の方を対象に、二輪車実技教室を実施しました。</p> <p>【主な啓発人数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校自転車教室:3,421人</li> <li>・中学校自転車教室:3,745人</li> <li>・交通安全講座:713人</li> </ul>	市内では、高校生の自転車の事故が目立っているため、2023年度は市内の都立高校を中心に、啓発を実施していきます。	市民生活安全課
都市計画道路、市街地道路での無電柱化工事の実施	電線共同溝および道路改良工事を実施しました(町田623号線消防署前)。鎌倉街道から消防署に向かって約100mの区間の電線共同溝および道路改良工事を整備しました。	2023年度も引き続き町田623号線の整備を進めることや、新たに町田835号線の電線共同溝工事に着手します。	道路整備課

## 施策[2] 美しく快適なまちを維持します

### 快適な道路環境づくりを進めます (2/2)

取組内容	2022年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
市民ボランティア団体による道路の美化活動の推進	「アダプト・ア・ロード」の活動を行う新規団体の登録、活動支援を行いました。新規に7団体が登録し、道路の美化活動を行っています。また、庁内各課と連携し、道路愛護運動「みちピカ町田」のPR活動を23回実施し、うち4回は清掃イベントを実施しました。清掃イベントを行うことで、市民に道路愛護について啓発するとともに、道路の美化を保つことができました。	新規団体の登録・活動支援、既存団体の活動PRを行っています。また、道路に愛着を持ち、市民ボランティア団体が増えるように、道路愛護運動「みちピカ町田」をPRする活動を行います。	道路管理課

### ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止に努めます

取組内容	2022年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
美化推進重点区域(あきかん、吸い殻等のポイ捨て防止区域)の指定および運用	多摩境駅周辺を4月に、南町田グランベリーパーク駅周辺を10月に指定し、区域内清掃とポイ捨て防止の巡回を開始しました。指定した2か所のポイ捨てが減少しました。また、巡回等周知啓発活動を引き続き行う等、美しく快適なまちの維持に貢献しました。	来街者への効果的な周知啓発活動を検討する必要があります。	環境共生課
道路等喫煙禁止区域(路上喫煙禁止区域、喫煙スポット)の指定および運用	多摩境駅周辺を4月に、南町田グランベリーパーク駅周辺を10月に指定し、区域内清掃とポイ捨て防止の巡回を開始しました。指定した2か所のポイ捨てが減少しました。また、巡回等周知啓発活動を引き続き行う等、美しく快適なまちの維持に貢献しました。	来街者への効果的な周知啓発活動を検討する必要があります。	環境共生課
あき地の所有者への雑草除去指導	あき地の所有者に対し雑草除去の通知をしました。あき地の雑草が除去されて清潔な生活環境を保持したことにより、美しく快適なまちの維持に貢献できました。	高齢化等に伴い適切な管理が困難になったあき地の所有者等に対する、除草等への働きかけ方を検討する必要があります。	環境共生課
不法投棄監視カメラの有効利用および、パトロールによる再発防止対策の実施	継続的に不法投棄多発地域のパトロールを行いました。また、夜間パトロールは青色回転灯装着車を使用し、防犯も兼ねたパトロールを行い抑止を図りました(パトロール:昼間150回・夜間48回)。	昼間、夜間のパトロールのコースの見直しを行い、不法投棄の防止、抑止を図ります。	ごみ収集課

## 基本目標 5

### 環境について、みんなで学び、協働を進めるまち

基本目標	施策
5 環境について、みんなで学び、協働を進めるまち	[1] さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます
	[2] 誰にとってもわかりやすい環境情報を発信します

## 施策[1] さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます

### 環境に配慮した市民・事業者を認定する制度を運用します

取組内容	2022年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
「わたしのエコ宣言」による家庭での取組支援	8月に宣言書をリニューアル(環境配慮行動の新しい10項目を設定)し、市のホームページ、環境広報紙「ECOまちだ」等で制度の周知を図りました。 市内の関連イベント出展等を通じて、1,128名の宣言がありました。 CO <sub>2</sub> 換算で209,150.5kgの削減効果がありました。	取組を継続します。	環境政策課
まちだエコ宣言制度の推進	2022年度は8事業者が新規で登録し、合計で113事業者がエコ宣言事業者として登録されました。 環境に配慮した取組を実施している事業者を認定する制度を運用することで、環境配慮行動を促しました。	取組を継続します。	環境政策課
まちだ3R賞の推進	2022年度は4事業所へ賞状を贈呈しました。2021年度受賞事業所の情報を広報等で周知しました。 2021年度受賞事業所との懇談会やイベントへの出展など、事業所の意見を直接聞く機会が増えました。	受賞事業所のインセンティブとなるような取組の検討します。	環境政策課

### 環境保全活動の担い手育成制度によるエコ市民の育成、活用を図ります

取組内容	2022年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
ごみ減量サポーターの地域活動支援	203名に委嘱し、施設見学や講習会を実施しました。また、ごみ減量や分別の啓発パンフレットやチラシを配布し、地域での啓発活動の支援を行いました。 講演会には、多くのサポーターに参加いただき、理解が深まったとの意見をいただきました。	サポーターが地域で何をしたらよいかわからないという意見もあり、引き続き支援を行っていきます。	環境政策課
環境保全活動団体や環境保全に取り組む市民への支援の検討、実施	地域資源回収実施団体へ奨励金や地域リサイクル広場の実施団体へ活動支援を行いました。 ごみの減量・資源化の意識向上を図ることができました。	地域資源回収団体数が減少しており、また地域リサイクル広場は新型コロナウイルス感染症の影響で開催回数が減少したため、改めて開催を促す必要と開催されていない地域での開催を検討していきます。	環境政策課

## 施策[1] さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます

### 市民の環境学習や環境保全活動に参加する機会の充実を図ります

取組内容	2022年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
環境に関する学習機会の提供	消費者の視点でCO <sub>2</sub> 削減、ごみ等に関する身近なテーマを取り上げ、学習会等を開催しました。 参加者に地球環境に関する知識を得てもらうとともに、地球環境について考えてもらうきっかけにすることができました。	学習会や消費生活展の参加者数が伸び悩んでいることから、取り上げる内容や学習会等の周知方法について工夫します。	市民協働推進課
環境に関する学習機会の提供	環境資源部主催のまちだ ECOto フェスタ(2023年3月5日)では、地球環境保全、次世代エネルギー推進、生物多様性保全、廃棄物対策など環境全般に渡る普及啓発のブース、ミニイベントを実施しました。環境問題全般について、4,000人を超える当日の来場者の認知や関心を高めることができました。 「ごみと環境の出前講座」を、町内会・自治会で10回実施しました。また、市内のイベントに出展し19回3R講座を実施しました。 ごみを減らすための3Rについて、理解を深めていただきました。	同規模のイベントを開催することは職員体制の確保や会場の制約等の点で難しいため、規模や開催手法を工夫しながら、環境資源部主催のイベントの取組を継続します。 高校生や大学生などの若者世代に向けた講座を実施していきます。	環境政策課
環境に関する学習機会の提供	市民大学HATS環境講座を実施しました。 市内環境団体と連携した講座を4回実施しました(まちだ結の里、恩田川の会、みどりのHATS)。 多くの方々に生物多様性保全に関わる活動を知ってもらうことができました。	課題として、市内環境団体に対する継続した活動支援が挙げられます。	生涯学習センター
生物多様性に関わる多様な主体の交流の場づくり【再掲】	「生きもの共生フォーラム」と「まちカフェ！」で生物多様性に関わる多様な主体の交流の場づくりを行いました。シティプロモーション動画「まちテレ」や「広報まちだ8月1日号」で環境保全団体の活動を紹介し、市民への周知を図りました。 開催したことで、多くの方々に生物多様性保全に関わる活動を知ってもらうことができました。	次世代の新たな担い手の発掘が必要です。	環境共生課

## 施策[1] さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます

### 次世代を担う子どもの環境教育を進めます

取組内容	2022年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
各教科等における指導、環境学習、農業体験、自然体験の実施	学校林業体験や雑木林を利用した植物・野鳥の観察、地域の環境保全など、生物と環境の関わり学習を行いました。 学校林や樹木を利用した生活科や総合的な学習の時間を計画し、植物や動植物との共生の必要性を実感することができました。	環境教育を教科横断的な視点で計画していくことが課題である。そのために、各教科や総合的な学習の時間に環境についての項目を位置づけ、意図的に取り組める教育活動を計画します。	指導課
ボランティアコーディネーター等を活用した環境教育の実施	地域の方々の協力を得ながら、委員会活動や生徒会活動等でごみの分別やリサイクルなどのエコ活動を行うとともに、各教科等における学習などで活用しました。 次世代を担う子どもたちの将来を鑑み、環境保全を意識したごみの分別やリサイクルなどのエコ活動の積極的な推進を図ることができました。	環境教育をより充実させるために地域のボランティア人材の積極的な活用が課題です。そのために学校運営協議会やボランティアコーディネーターと連携し、学校人材バンクを設立します。地域人材から町田の環境講話等を実施し、児童生徒にとって環境保全の大切さを理解してもらえるようにします。	指導課
出前講座を活用した児童・生徒、保護者への環境教育の実施	水素エネルギー、燃料電池に関する出前授業を小学校2校に実施しました(11月、12月)。2校の5年生167人の認知や関心を高めることができました。 「ごみと環境の出前講座」を、小学校で35回実施しました。 ごみを減らすための3Rについて、理解を深めていただきました。	実施校数を確保するために、対象学年を5年生以外にも広げるといった改善を検討しながら、取組を継続します。 中学生、高校生の世代に向けた講座を実施していきます。	環境政策課



## 施策[1] さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます

### 事業者の環境配慮への取組や環境保全活動を支援します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
事業者の環境保全活動の支援	<p>エコ宣言事業者に対し、国・都・市の環境配慮行動に関する制度等をメールマガジンで周知することで、事業者の環境保全活動の支援を行いました。</p> <p>事業者の環境保全活動に関する認知が進みました。</p> <p>事業者向けの研修と排出事業者、収集運搬許可業者合同の廃棄物講習会を実施しました。</p> <p>廃棄物の処理・再利用計画・収集運搬・災害廃棄物処理等について、参加事業者の理解を得ることができました。</p>	取組を継続します。	環境政策課

### 大学等との連携を進め、環境学習の機会を創出します

取組内容	2022年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
相模原・町田大学地域コンソーシアム*や各大学と環境学習に関する取組を連携・協働して行うための仕組みづくり	<p>相模原・町田大学地域コンソーシアムと連携したさがまちカレッジ(大学生が講師となり、子供向け環境学習講座)の実施しました。</p> <p>学生活動報告会「ガクマチEXPO」における環境プログラムの実施しました。</p>	大学生との連携は、毎年学生が入れ替わっていくため、継続的な働きかけが必要です。	生涯学習センター
東京都ECO-TOPプログラム*インターンシップの受け入れ	<p>東京都ECO-TOPプログラムに基づき、夏期インターンシップに桜美林大学と玉川大学、冬期インターンシップに桜美林大学と東京薬科大学の実習生を受け入れました。</p> <p>実習生を通じて環境学習の機会を創出しました。</p>	取組を継続します。	環境政策課

## 施策[2] 誰にとってもわかりやすい環境情報を発信します

## 市民・事業者に向けて環境に関する情報を積極的に発信します

取組内容	2022年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
環境に関する情報の発信	ハスのんのSNSで、環境に関する情報発信を行いました(X(旧Twitter)102回、Instagram101回)。 エコ宣言事業者に対し、国・都・市の環境配慮行動に関する制度等をメールマガジンで周知することで、事業者の環境保全活動の支援を行いました。 SNS244回、動画3回、メール配信1回のほか、ごみ情報紙やごみ分別アプリにより環境に関する情報の発信を実施しました。 様々な世代の方に情報提供ができました。	取組を継続します。	環境政策課
環境に関する出版物を充実させて提供、環境をテーマにした特集コーナーを随時設置	環境に関する出版物の収集に努め、2022年度受入合計は180冊で、2022年度末の合計は6,253冊となりました。鶴川駅前図書館は、里山や身近な自然に関する資料をまとめた書架「みどりのコーナー」を、中央図書館では、児童コーナーに「小さな自然」と題したコーナーを設置して常設しています。 また、7月15日～8月11日まで、中央図書館を含め町田市立図書館全館で、環境政策課とのコラボ特集「SDGs環境分野特集」を行いました。	今後も特集コーナーにおいて、環境分野の特集の申込みがあれば、積極的に取り組んでいきます。	図書館
町田市の環境の状況・取組等を、環境白書・ホームページ等で公表	2022年11月に環境白書を作成し、配布およびホームページ等での公表をしました。 2021年度の市の環境の状況、取組等について、市民、事業者による情報が得られるようになりました。	第3次環境マスタープランに合った環境白書へ構成等をリニューアルしていきます。	環境政策課
市のイベントにおける環境配慮の取組推進	イベントに参加、出展し、子どもから大人まで伝わる内容で啓発を行いました。ごみを減らすための3Rについて、理解を深めていただきました。 環境資源部主催のまちだECO to フェスタ(2023年3月5日)では、公共交通機関の利用を呼びかけるとともに、市庁舎と会場の間で水素バスを臨時運行しました(水素バスは153人の利用がありました)。	取組を継続します。 今後も、環境資源部主催のイベントでは、公共交通機関利用を促進するとともに、他部主催のイベントにおいても同様の促進ができるよう働きかけていきます。	環境政策課

## 5.5 エコ(環境)に関する市民アンケート結果

- (1) 回答者の属性
- (2) 地球温暖化への対策や気候変動の影響について
- (3) 生物多様性や水とみどりについて
- (4) ごみの減量や資源化について
- (5) 生活環境について
- (6) 環境に配慮した行動や市の取組について
- (7) 町田市が実施している取組について

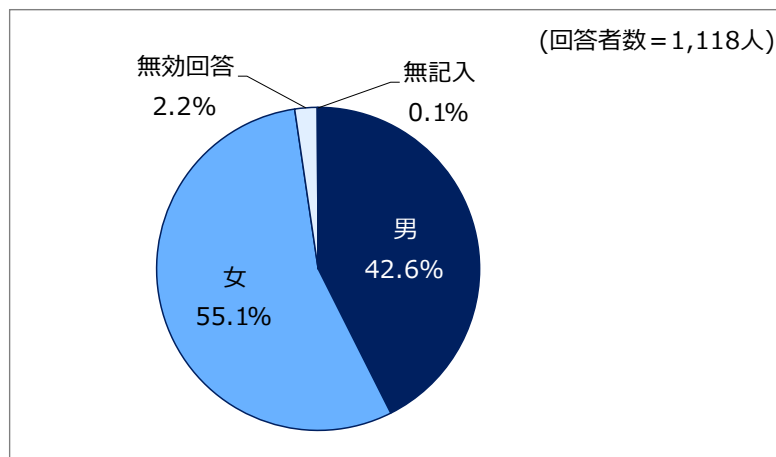
## 【調査の概要】

町田市民を対象に実施した環境に関するアンケート調査の結果です。

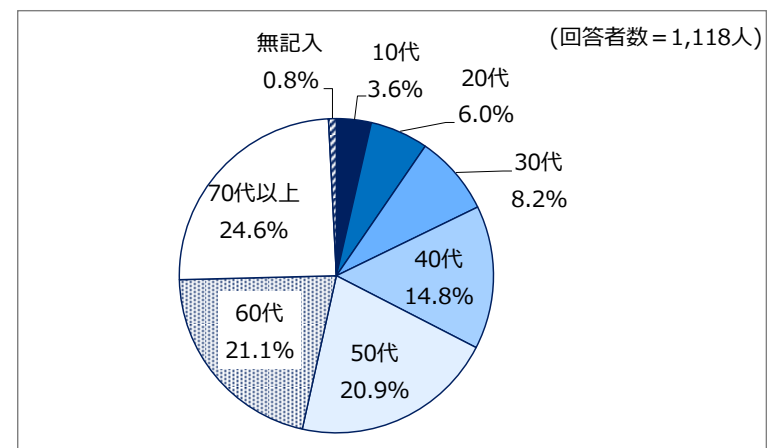
調査地域	町田市全域
調査対象	満15歳から80歳までの町田市在住者
調査方法	郵送による配布、回収
抽出方法	住民基本台帳(2023年3月1日現在)より無作為抽出
配布数	3,000部
回収数	1,118部(37.3%)
調査期間	2023年4月3日から4月26日

## (1)回答者の属性

## ◆性別



## ◆回答者の年代



## (1)回答者の属性

## ◆回答者の居住地一覧(五十音順)

No.	町名	回答数
1	相原町	37
2	旭町	18
3	大蔵町	25
4	小川	37
5	小野路町	5
6	小山ヶ丘	32
7	小山田桜台	8
8	小山町	50
9	金井	36
10	金井ヶ丘	22
11	金森	39
12	金森東	10
13	上小山田町	16
14	木曾西	20
15	木曾東	25
16	木曾町	5
17	高ヶ坂	30
18	下小山田町	11

No.	町名	回答数
19	真光寺	13
20	真光寺町	3
21	函師町	16
22	忠生	16
23	玉川学園	47
24	つくし野	21
25	鶴川	32
26	鶴間	21
27	常盤町	9
28	中町	20
29	成瀬	22
30	成瀬が丘	10
31	成瀬台	21
32	西成瀬	14
33	根岸	4
34	根岸町	4
35	能ヶ谷	36
36	野津田町	25

No.	町名	回答数
37	原町田	43
38	東玉川学園	11
39	広袴	8
40	広袴町	2
41	藤の台1丁目、2丁目	2
42	本町田	58
43	南大谷	31
44	南つくし野	13
45	南成瀬	29
46	南町田	30
47	三輪町	15
48	三輪緑山	18
49	森野	24
50	薬師台	8
51	矢部町	6
52	山崎	3
53	山崎町	36
-	無効回答	4
-	無記入	17
合計		1,118

※1 町名は、日本郵便株式会社の「郵便番号(町域名)」に従って整理。

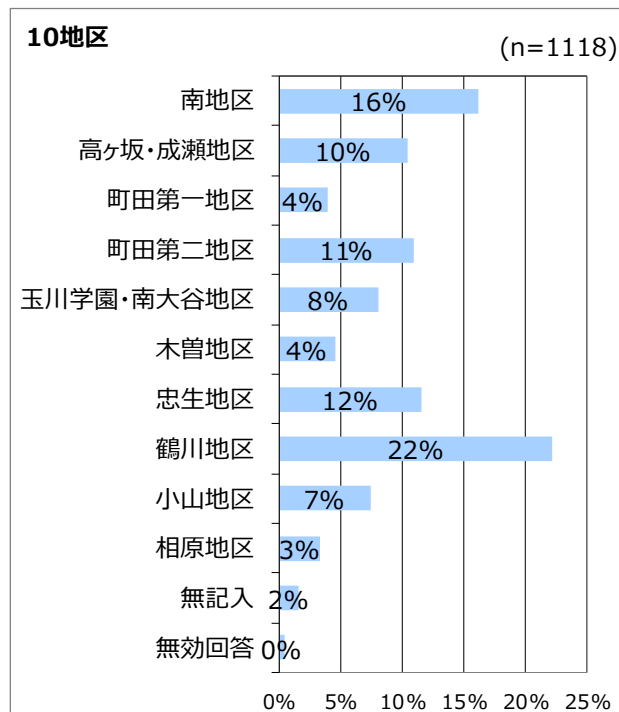
※2 無効回答は、郵便番号もしくは町名の記載間違いがあった回答者。

※3 「金井町」「藤の台3丁目」については、回答者0件であったため、居住地一覧から除外

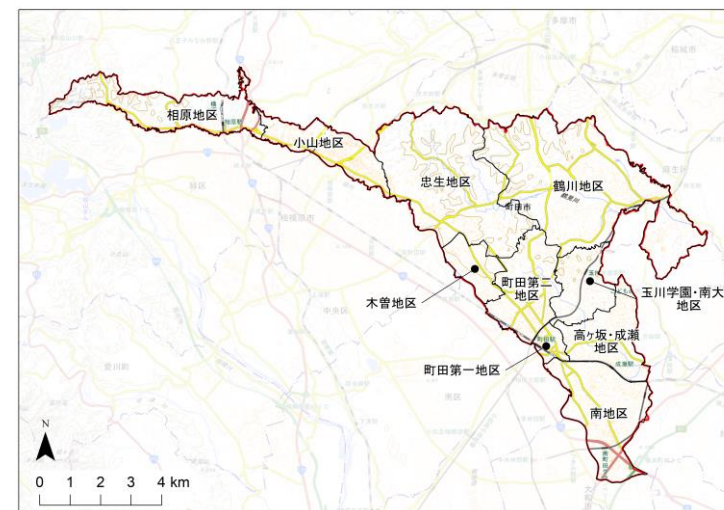
## (1)回答者の属性

## ◆回答者の居住地域一覧

No.	地域	回答数
1	南地区	181
2	高ヶ坂・成瀬地区	116
3	町田第一地区	43
4	町田第二地区	122
5	玉川学園・南大谷地区	89
6	木曽地区	50
7	忠生地区	129
8	鶴川地区	248
9	小山地区	82
10	相原地区	37
-	無記入	17
-	無効回答	4
合計		1,118



## 地区位置図

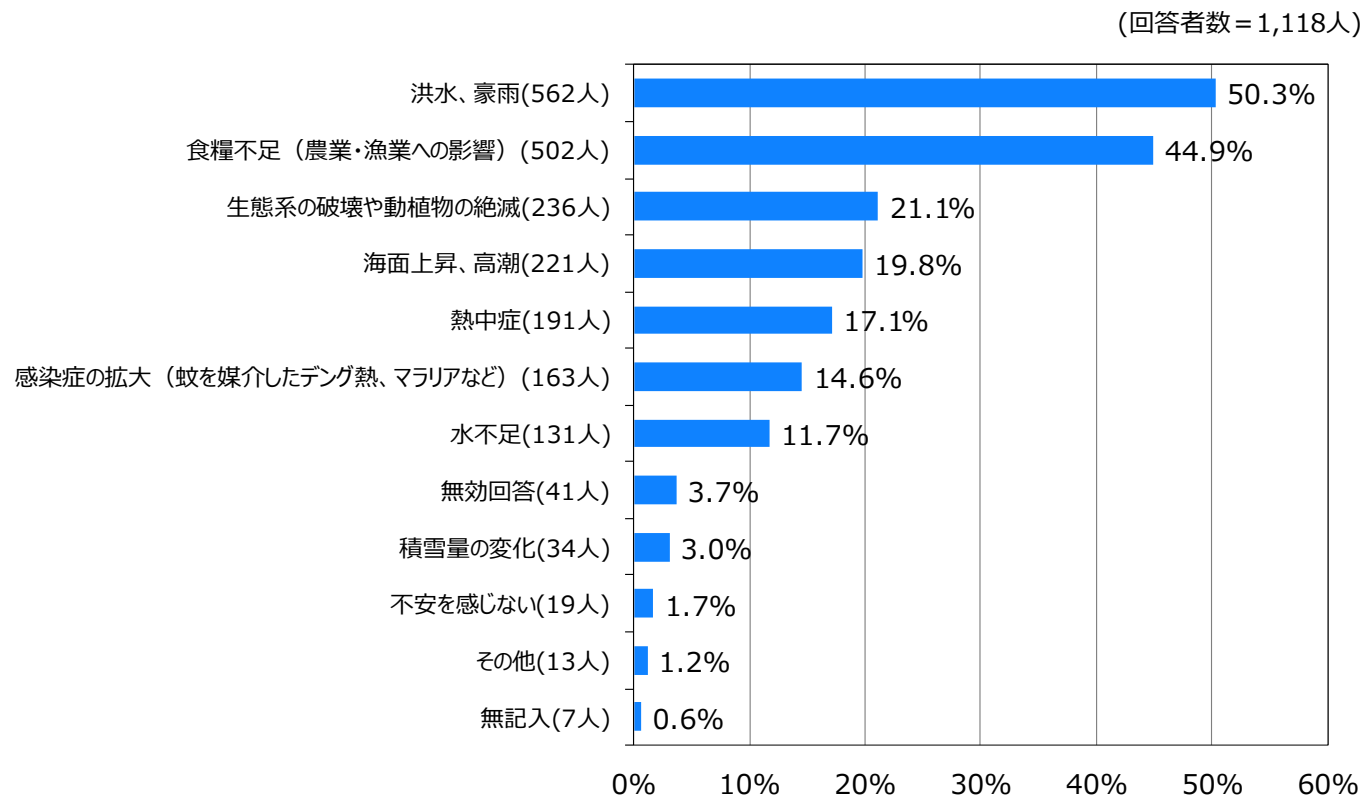


※1 地域は、町内会・自治会連合会の地区連合会のエリアを基本とした10地区に基づき整理。

※2 無効回答は、郵便番号もしくは町名の記載間違いがあった回答者。

## (2) 地球温暖化への対策や気候変動の影響について

◆問1 地球温暖化の影響と考えられるもので、あなたが不安に感じることは何ですか(2つまで選択)。



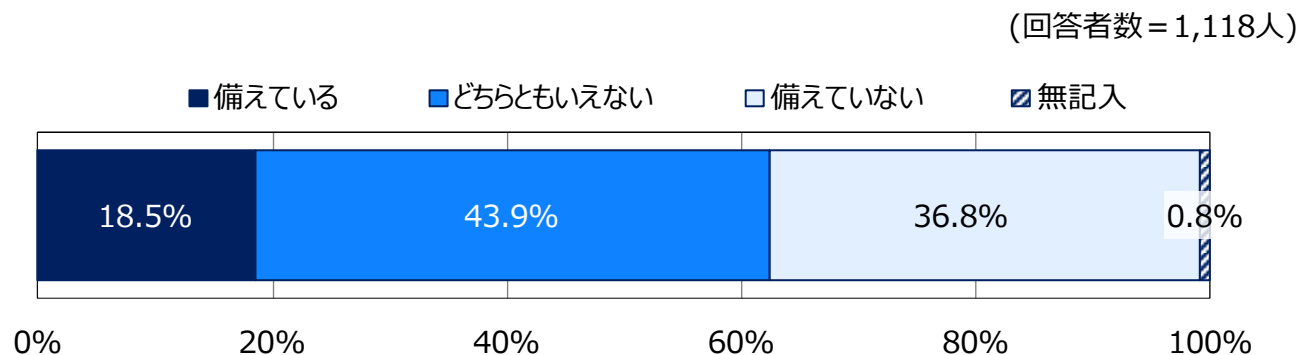
## 【結果の整理】

50.3%の市民が「洪水、豪雨」に不安を感じています。次いで「食糧不足(農業・漁業への影響)」、(44.9%)、「生態系の破壊や動植物の絶滅」(21.1%)が多く選ばれています。

※ 3つ以上の選択をした回答者は無効回答とした

## (2) 地球温暖化への対策や気候変動の影響について

◆問2 あなたは、気候変動の影響(猛暑、集中豪雨や極端な気象現象、災害等)に備えていますか(1つ選択)。

**【結果の整理】**

18.5%の市民が気候変動の影響に「備えている」と答えています。一方、43.9%の市民が「どちらともいえない」、36.8%の市民が「備えていない」と答えています。

1

2

3

4

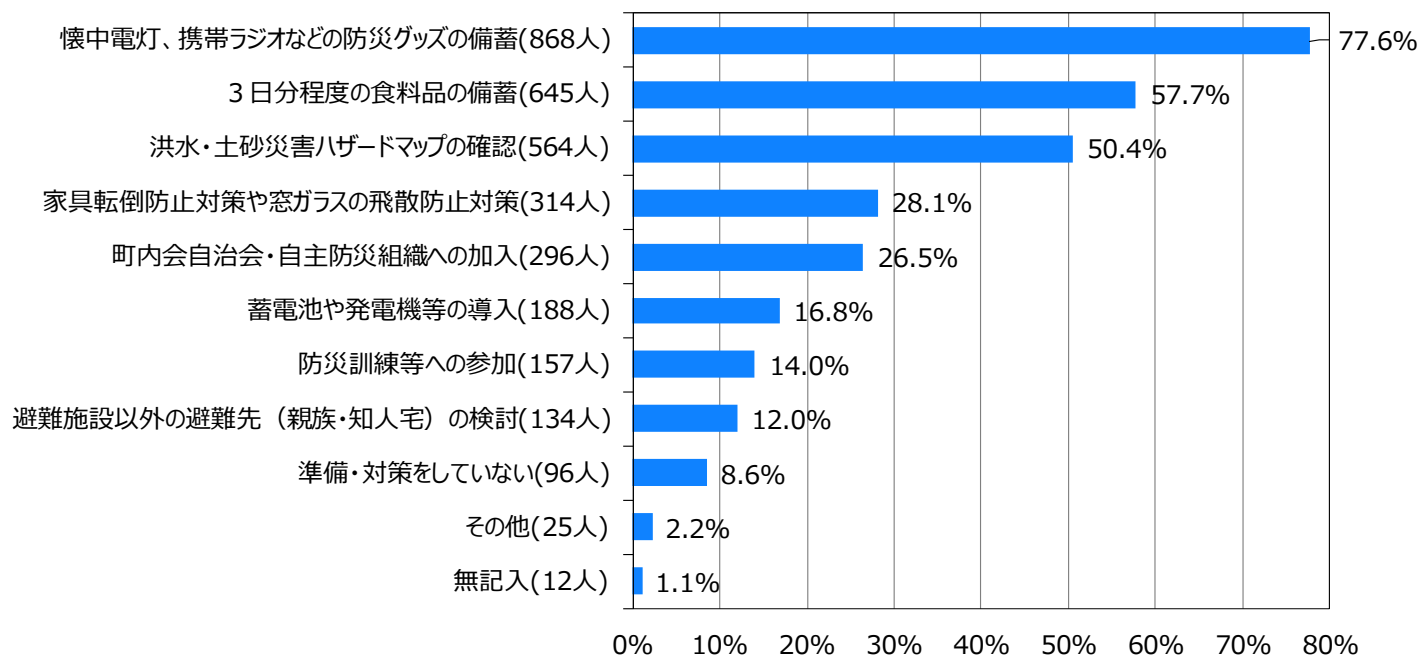
5  
資料編



## (2) 地球温暖化への対策や気候変動の影響について

## ◆問3 あなたは、災害等に備えるため、どのような準備・対策をしていますか(全て選択)。

(回答者数 = 1,118人)



## 【結果の整理】

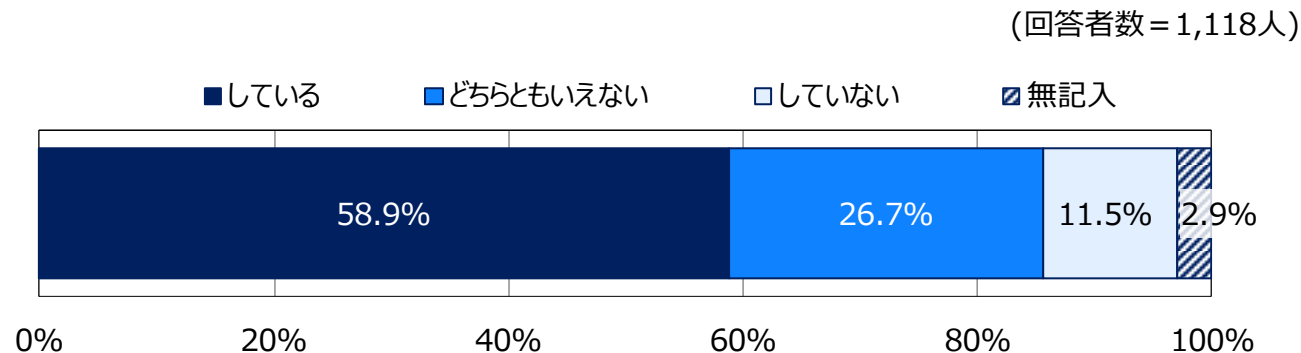
77.6%の市民が「懐中電灯、携帯ラジオなどの防災グッズの備蓄」を選んでいますが、次いで「3日分程度の食料品の備蓄」(57.7%)、「洪水・土砂災害ハザードマップの確認」(50.4%)が多く選ばれています。

## 【主なその他意見】

・防災グッズ、食料以外の備蓄(水・医薬品・携帯トイレ・キャンプ用品等)(17件)  
・耐震構造住宅の検討(3件) など

## (2) 地球温暖化への対策や気候変動の影響について

◆問4 あなたは、熱中症の予防や対策をしていますか(1つ選択)。



## 【結果の整理】

58.9%の市民が熱中症予防や対策を「している」と答えています。一方、「どちらともいえない」(26.7%)、「していない」(11.5%)と答えています。

1

2

3

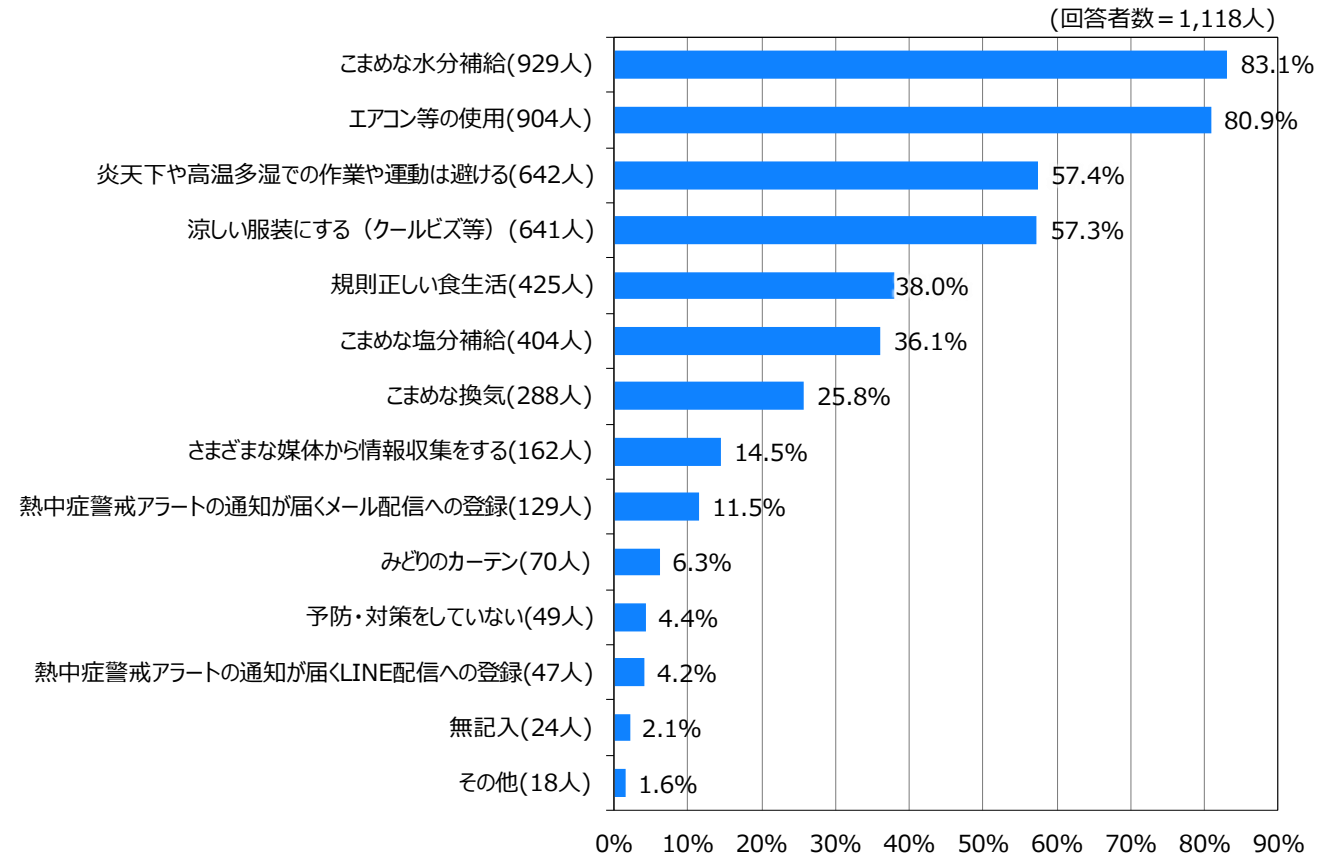
4

5  
資料編

# 5.5 エコ(環境)に関する市民アンケート結果

## (2) 地球温暖化への対策や気候変動の影響について

### ◆問5 実際にあなたが行っている熱中症の予防や対策について(全て選択)。



#### 【結果の整理】

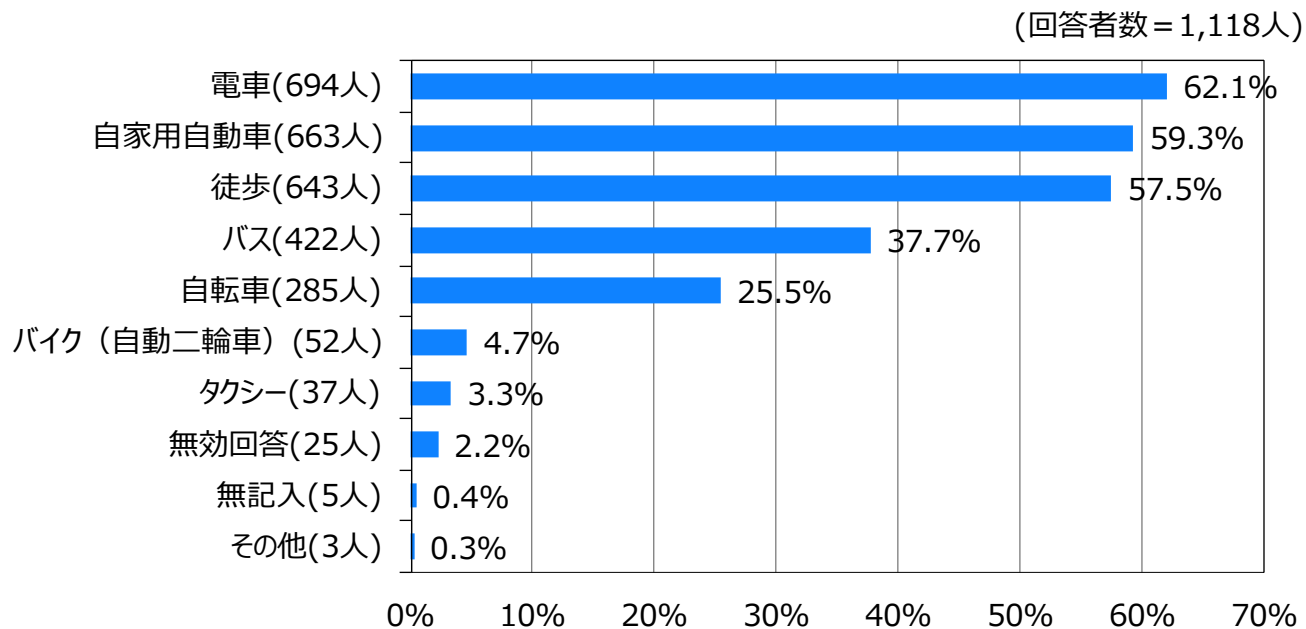
83.1%の市民が「こまめな水分補給」を実施していると答えています。次いで「エアコン等の使用」(80.9%)、「炎天下や高温多湿での作業や運動は避ける」(57.4%)、「涼しい服装にする(クールビズ等)」(57.3%)が多く選ばれています。

#### 【主なその他意見】

- ・熱中症対策グッズ(ファン付き作業服、保冷枕)や遮光遮熱製品(日傘等)を使用(9件)
- ・家屋の遮光・遮熱対策(打ち水等)(3件)
- ・体調管理(適度な運動や水分補給等)(5件) など

## (2) 地球温暖化への対策や気候変動の影響について

## ◆問6 あなたが移動時の手段としてよく使うものについて(3つまで選択)。



## 【結果の整理】

62.1%の市民が「電車」と回答しています。次いで「自家用自動車」(59.3%)、「徒歩」(57.5%)、「バス」(37.7%)の順に高くなっています。

## 【主なその他意見】

- ・車椅子(2件)
- ・レンタカー(1件) など

※ 4つ以上の選択をした回答者は無効回答とした

1

2

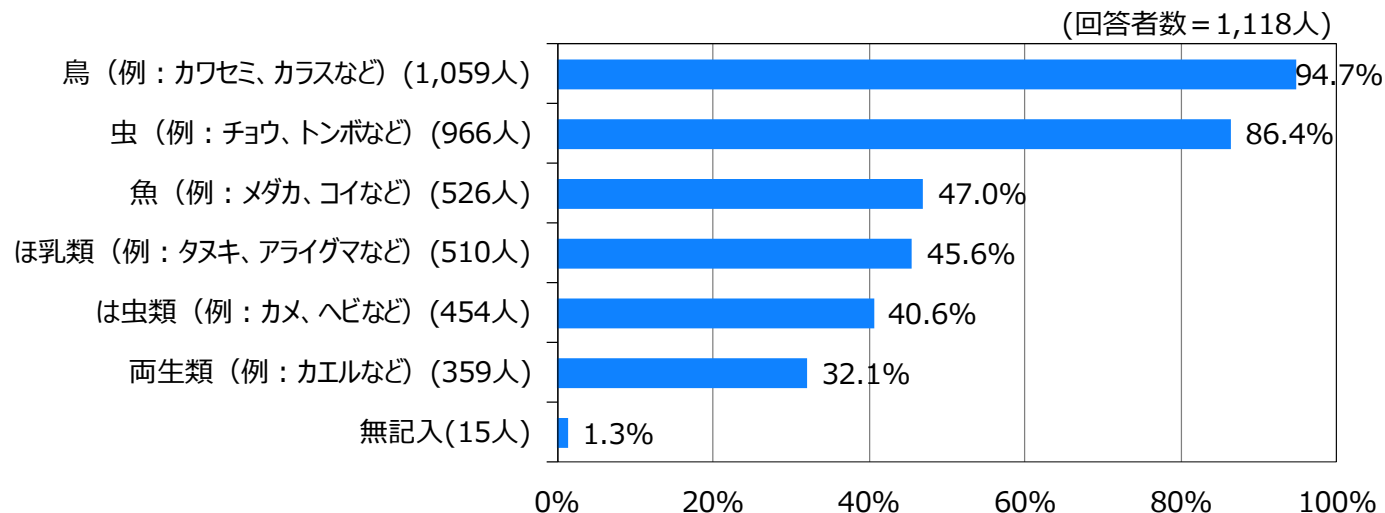
3

4

5  
資料  
編

## (3) 生物多様性や水とみどりについて

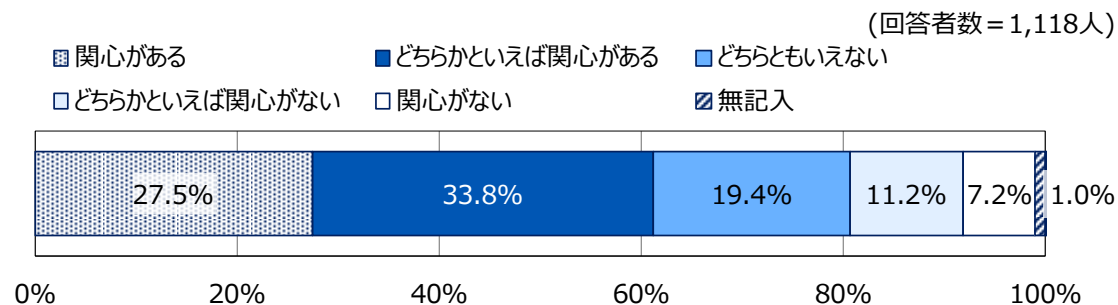
◆問7 町田市内で野生の生きものを見ることはありますか(全て選択)。



**【結果の整理】**

94.7%の市民が「鳥(例:カワセミ、カラスなど)」を見ると答えています。次いで「虫(例:チョウ、トンボなど)」「魚(例:メダカ、コイなど)」(47.0%)が多く選ばれています。

◆問8 町田市内の生きもの(鳥、昆虫、植物等)に関心がありますか(1つ選択)。



**【結果の整理】**

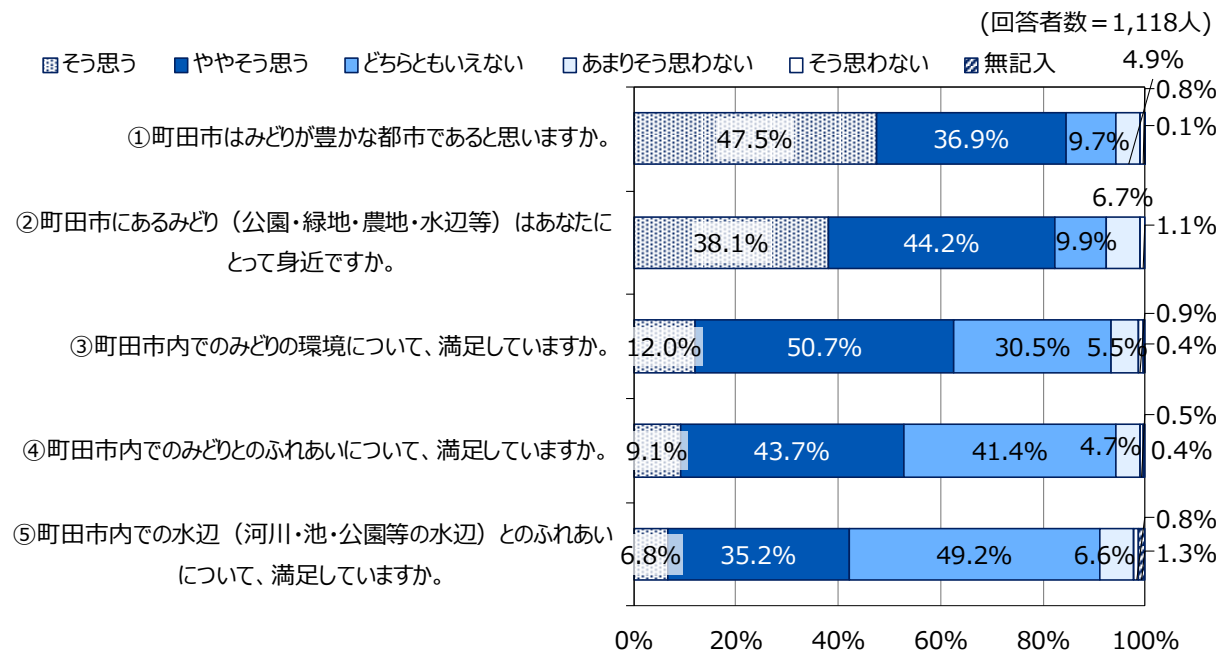
「関心がある」と回答した年代は「関心がある」と回答した年代は70代以上が最も高く(36%)、20代が最も低く(11%)となっています。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5 資料編

## (3) 生物多様性や水とみどりについて

◆問9 ①～⑤にあげる町田市内のみどりや水辺の状況について、あなたの考えに近いものはどれですか(1つ選択)。

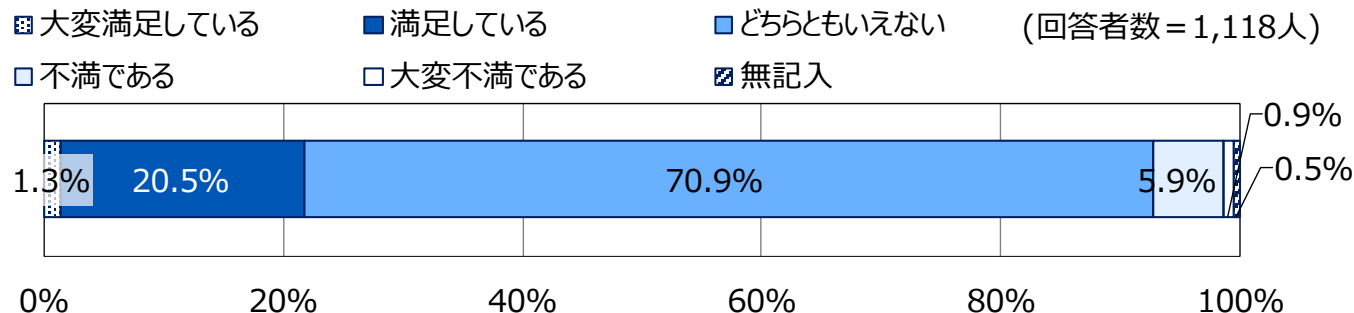
①町田市はみどりが豊かな都市であると思いますか。
②町田市にあるみどり(公園・緑地・農地・水辺等)はあなたにとって身近ですか。
③町田市内でのみどりの環境について、満足していますか。
④町田市内でのみどりとのふれあいについて、満足していますか。
⑤町田市内での水辺(河川・池・公園等の水辺)とのふれあいについて、満足していますか。



**【結果の整理】**  
 47.5%の市民が「① 町田市はみどりが豊かな都市であると思いますか。」に対して「そう思う」と答えています。一方49.2%の市民が「⑤ 町田市内での水辺(河川・池・公園等の水辺)とのふれあいについて、満足していますか。」に対して「どちらともいえない」と答えています。

## (3) 生物多様性や水とみどりについて

◆問10 町田市内での歴史や文化(史跡、古道、文化財など)とのふれあいについて満足していますか(1つ選択)。

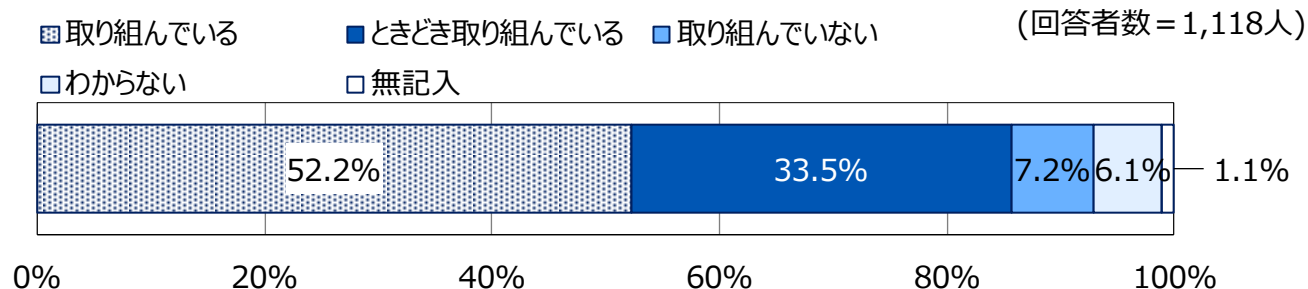


### 【結果の整理】

20%以上の市民が歴史や文化(史跡、古道、文化財など)とのふれあいについて「大変満足している(1.3%)」「満足している(20.5%)」と答えています。

## (4) ごみの減量や資源化について

◆問11-1 あなたは日頃からごみの減量に取り組んでいますか(1つ選択)。



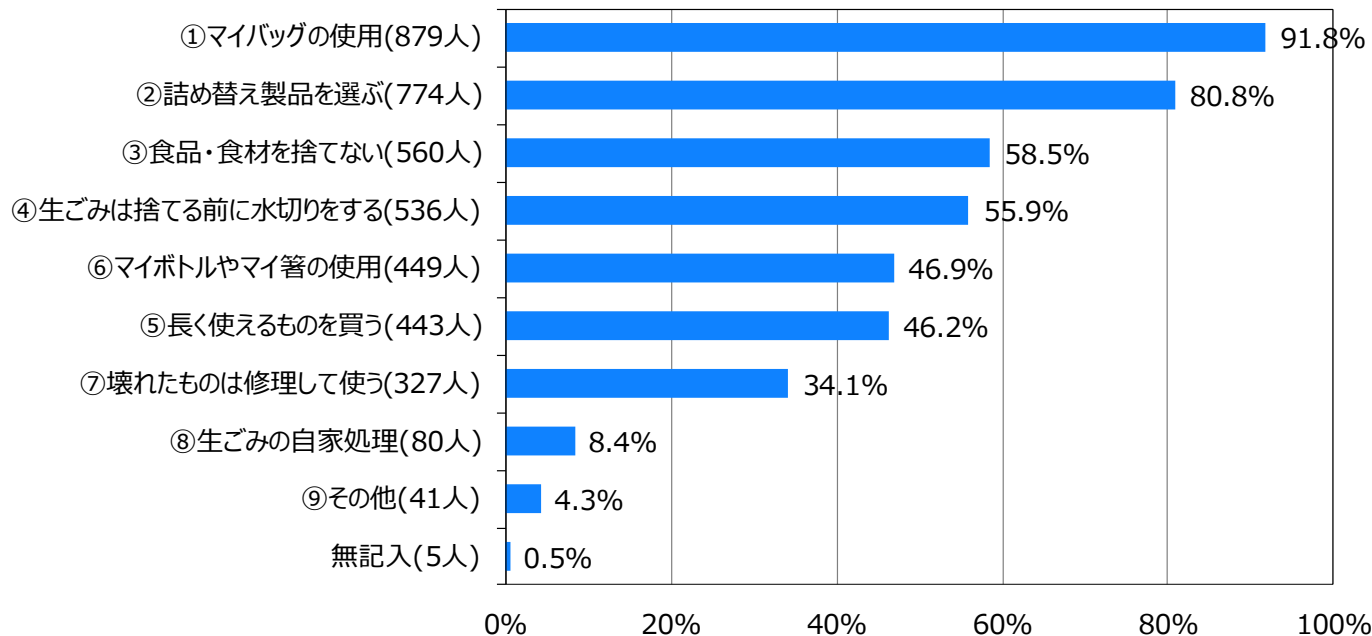
### 【結果の整理】

約85%の市民がごみの減量について「取り組んでいる(52.2%)」「ときどき取り組んでいる(33.5%)」と答えています。一方、7.2%の市民がごみの減量に「取り組んでいない」としています。

## (4) ごみの減量や資源化について

◆問11-2 あなたは日頃からごみの減量に取り組んでいますか(1つ選択)。

(回答者数=958人)



### 【結果の整理】

ごみの減量に取り組んでいる市民(「取り組んでいる」または「ときどき取り組んでいる」と回答した市民)のうち、91.8%がごみ減量には「マイバッグの使用」が有効と感じています。次いで「詰め替え製品を選ぶ」(80.8%)、「食品・食材を捨てない」(58.5%)が多く選ばれています。

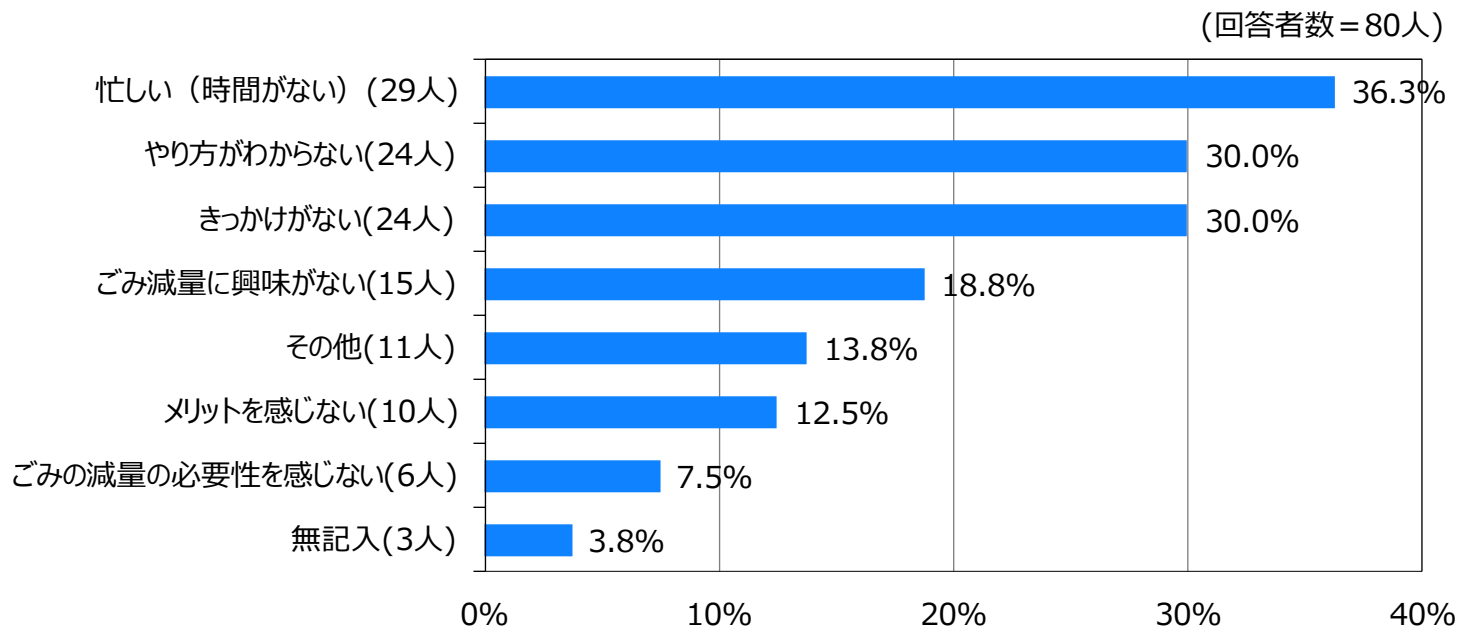
### 【主なその他意見】

- ・リユース、リサイクル等(12件)
- ・生ごみの肥料化(コンポスト)(3件)
- ・ごみの分別の徹底(17件)
- ・余計なものを買わない(7件)



## (4) ごみの減量や資源化について

◆問11-3 あなたは日頃からごみの減量に取り組んでいますか(1つ選択)。



## 【結果の整理】

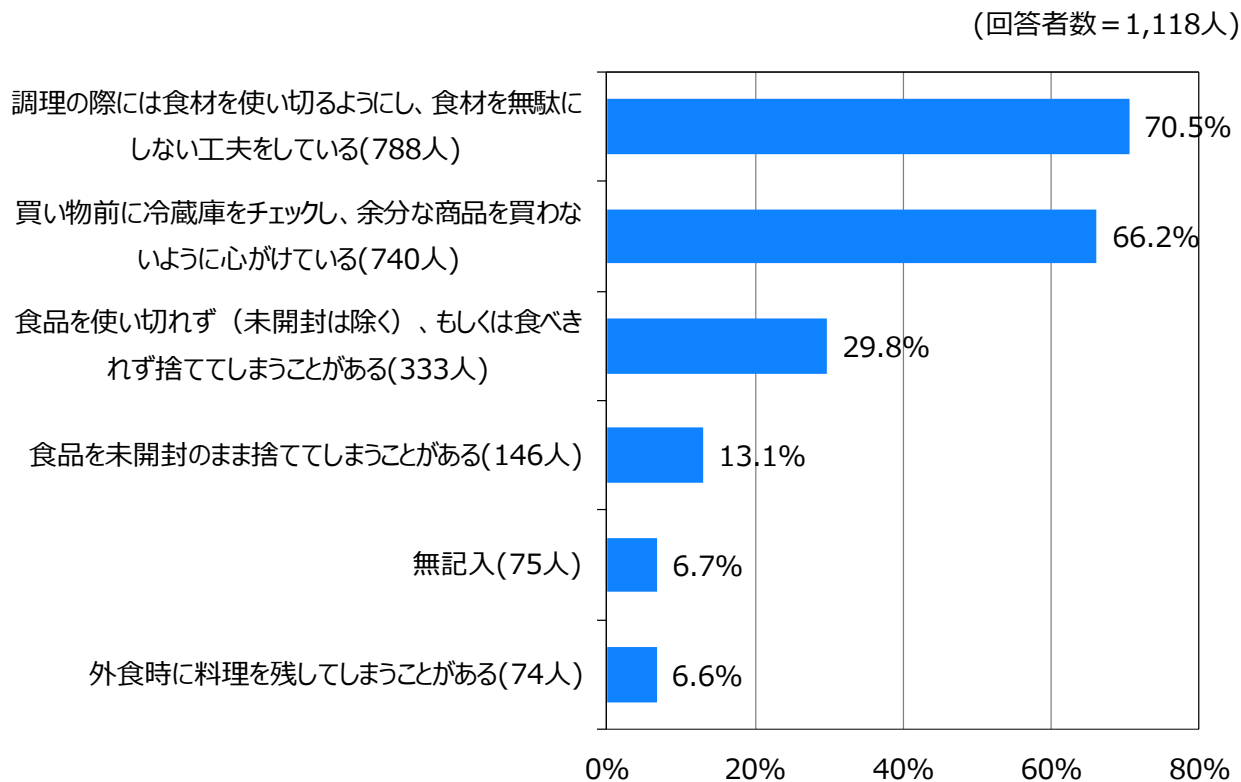
ごみの減量に「取り組んでいない」を選択した方のうち、36.3%の市民が、取り組んでいない理由として「忙しい(時間がない)」と答えています。次いで、「やり方がわからない」(30.0%)、「きっかけがない」(30.0%)が選ばれています。

## 【主なその他意見】

- ・日常生活でごみが発生しやすい(4件)
- ・分別を徹底しているためこれ以上のごみ減量が難しい(3件) など

## (4) ごみの減量や資源化について

## ◆問12 食品とのかかわりについて教えてください(全て選択)。



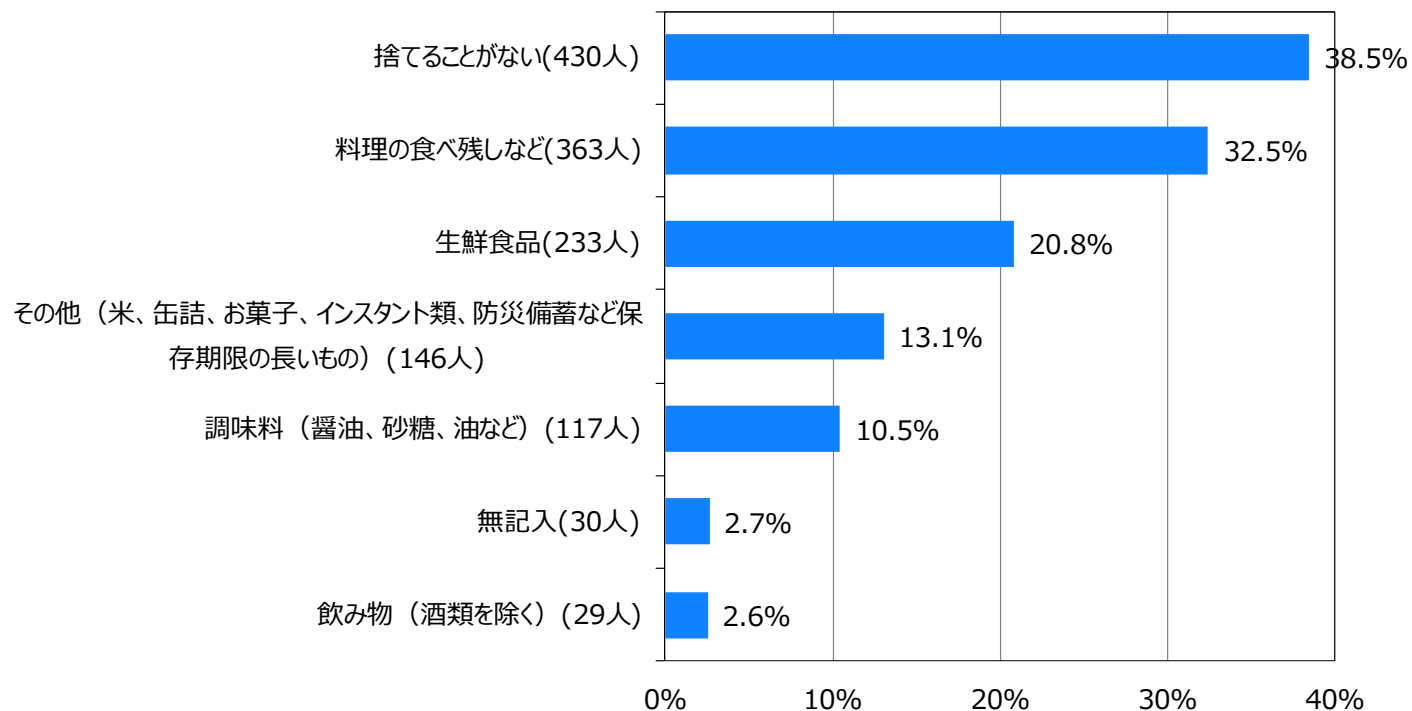
## 【結果の整理】

70.5%の市民が、「調理の際には食材を使い切るようにし、食材を無駄にしない工夫をしている」と答えています。次いで「買い物前に冷蔵庫をチェックし、余分な商品を買わないように心がけている」(66.2%)と答えています。

## (4) ごみの減量や資源化について

## ◆問13 食品とのかかわりについて教えてください(全て選択)。

(回答者数=1,118人)



## 【結果の整理】

廃棄食品について、38.5%の市民が「捨てることがない」と答えています。その他「料理の食べ残しなど」(32.5%)、「生鮮食品」(20.8%)が廃棄食品として多く挙げられています。

1

2

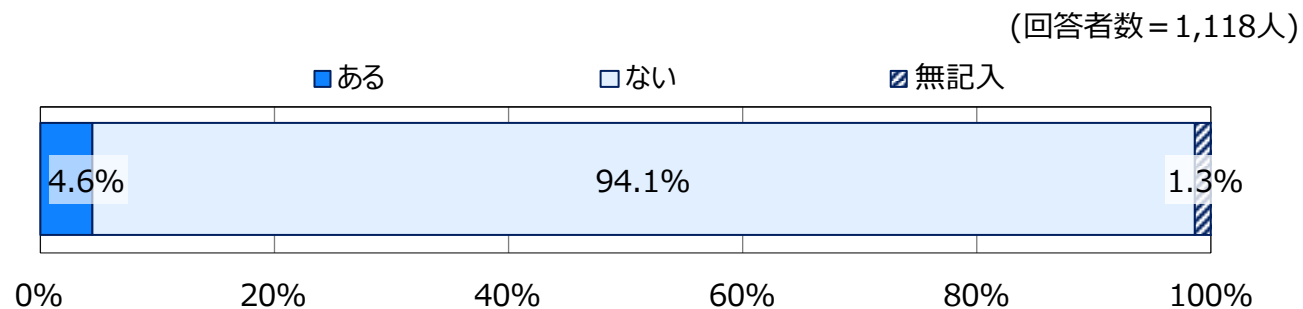
3

4

5  
資料編

## (4) ごみの減量や資源化について

◆問14-1 食品の寄付(フードドライブ)をしたことはありますか(1つ選択)。

**【結果の整理】**

94.1%の市民が、フードドライブをしたことが「ない」と答えています。フードドライブをしたことが「ある」と答えた市民は4.6%に留まっています。

1

2

3

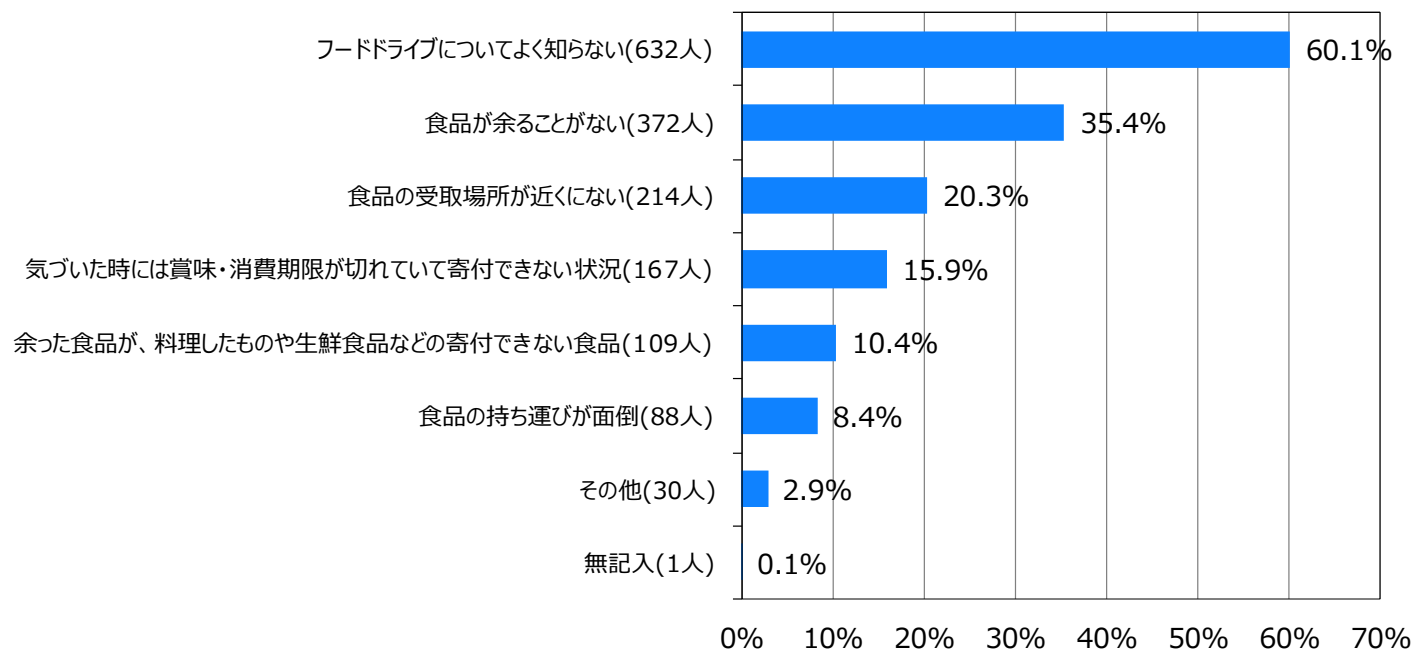
4

5  
資料編

## (4) ごみの減量や資源化について

## ◆問14-2 フードドライブをしたことがない理由を教えてください(全て選択)。

(回答者数 = 1,052人)



## 【結果の整理】

60.1%の市民が「フードドライブについてよく知らない」と答えています。次いで「食品が余ることがない」(35.4%)、「食品の受取場所が近くにない」(20.3%)が多く選ばれています。

## 【主なその他意見】

- ・フードドライブ実施について、市などから情報や告知がない(10件)
- ・内々で済ませてしまう(近所でおすそ分けなど)(2件)
- ・食品の安全性など不安(1件) など

1

2

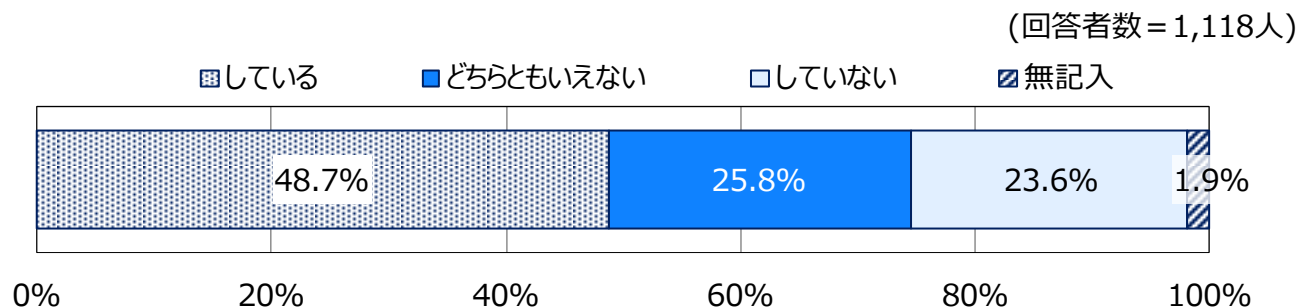
3

4

5  
資料編

## (4) ごみの減量や資源化について

◆問15 火災の原因となるリチウムイオン電池などの小型充電式電池や電池が内蔵された小型家電の処分方法を理解していますか(1つ選択)。

**【結果の整理】**

48.7%の市民が小型家電の処分方法について理解「知っている」と答えています。一方、23.6%の市民が処分方法を理解「していない」、25.8%の市民が「どちらともいえない」と答えています。

1

2

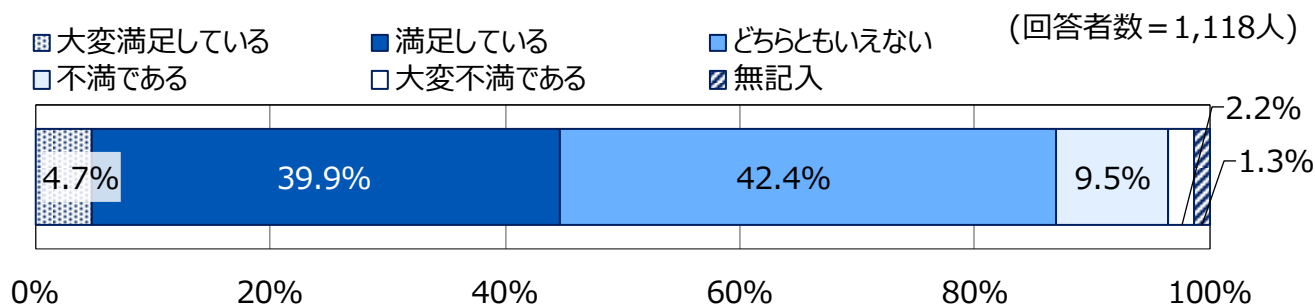
3

4

5  
資料編

## (5) 生活環境について

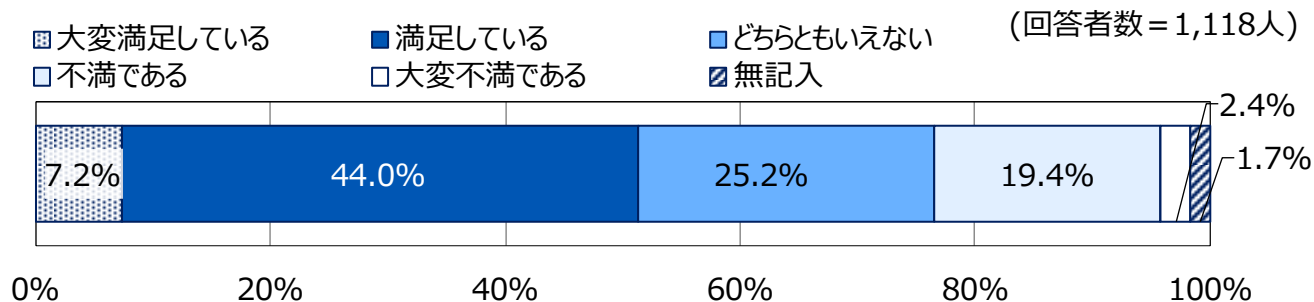
◆問16 町田市内のまち並みや景観について満足していますか(1つ選択)。



### 【結果の整理】

約45%以上の市民が、まち並みや景観について「大変満足している(4.7%)」「満足している(39.9%)」と答えています。一方、約10%程度の市民が「不満である(9.5%)」「大変不満である(2.2%)」としており、42.4%の市民は「どちらともいえない」と答えています。

◆問17-1 現在あなたがお住まいになっている周辺の環境(大気、水質、騒音など)について満足していますか(1つ選択)。



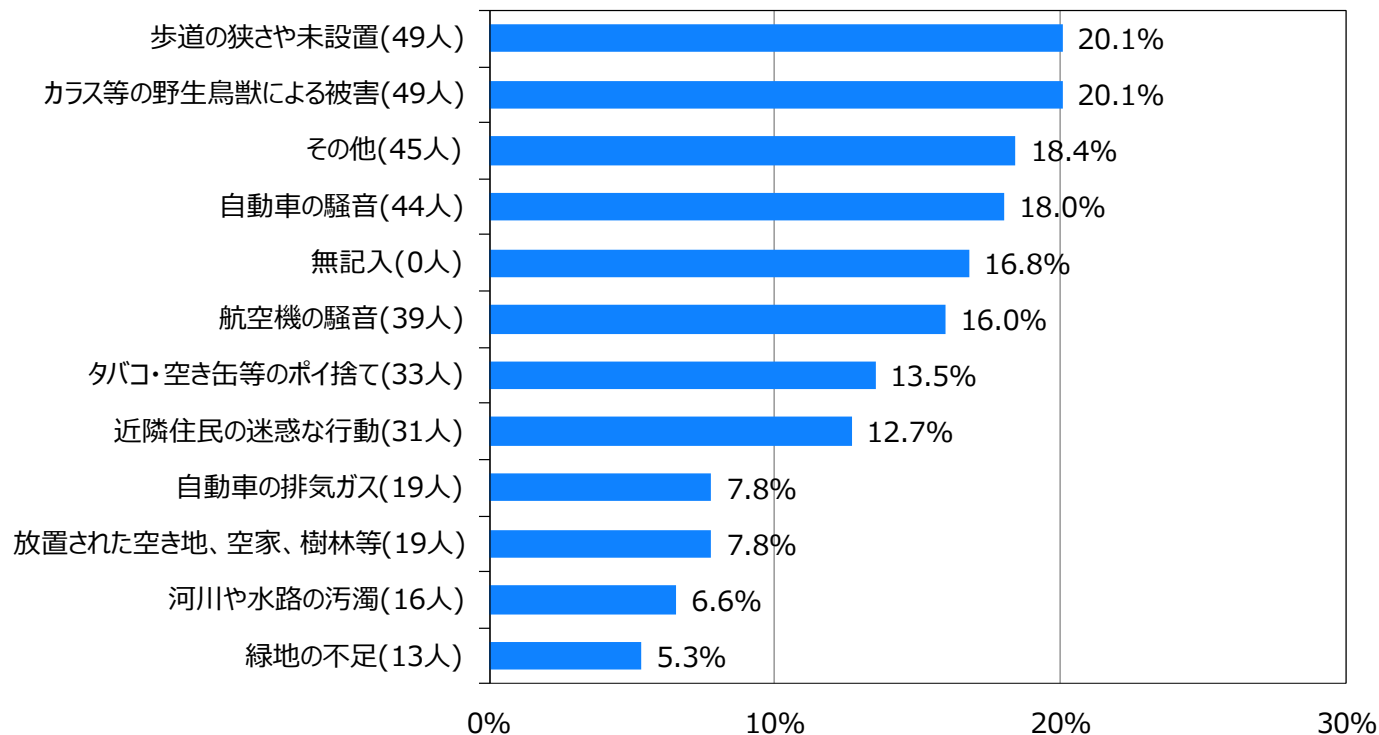
### 【結果の整理】

50%以上の市民が、周辺の環境(大気、水質、騒音など)について「大変満足している(7.2%)」「満足している(44.0%)」と答えています。一方、約20%の市民が「不満である(19.4%)」「大変不満である(2.4%)」としており、25.2%の市民は「どちらともいえない」と答えています。

## (5) 生活環境について

◆問17-2 現在、あなたがお住まいになっている周辺の環境について、気になっていることは何ですか(2つまで選択)。

(回答者数 = 244人)

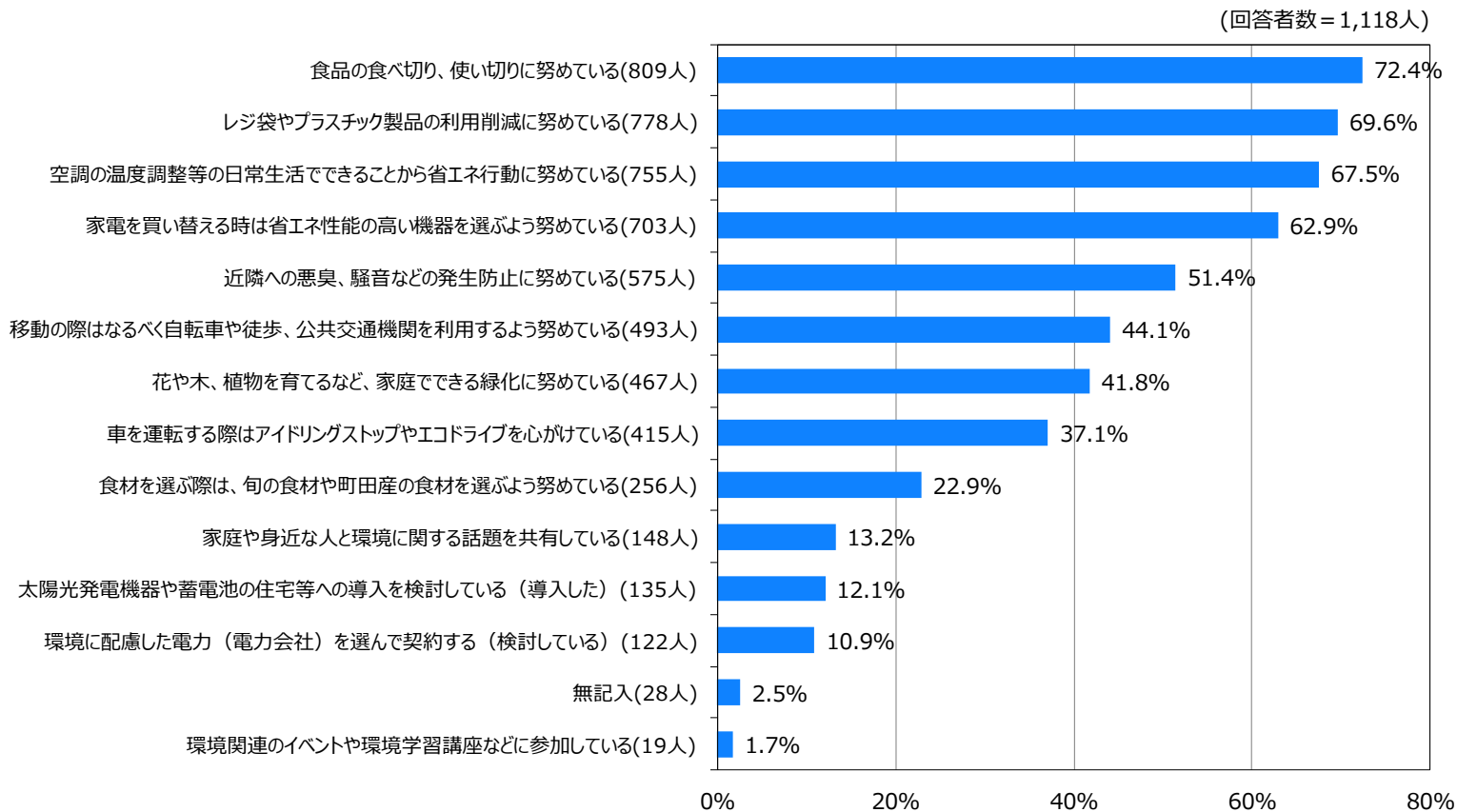
**【結果の整理】**

周辺の環境について不満を感じている市民(「不満である」または「大変不満である」と回答した市民)のうち、20.1%の市民が「歩道の狭さや未設置」、「カラス等の野生鳥獣による被害」が気になっていると感じています。次いで「自動車の騒音」(18.0%)が多く選ばれています。



## (6) 環境に配慮した行動や市の取組について

## ◆問18 あなたは環境に配慮した以下の行動をしていますか(全て選択)。



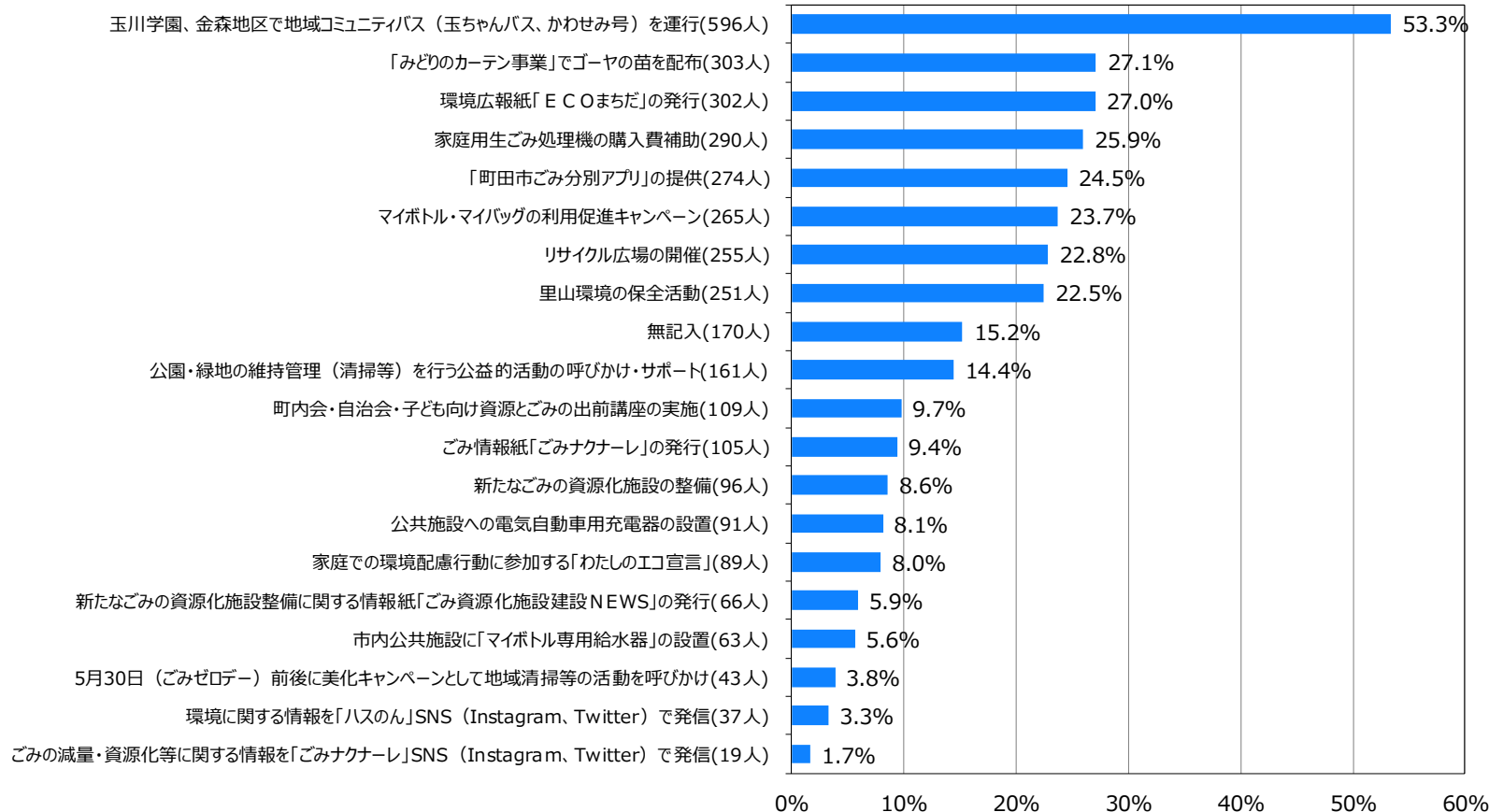
## 【結果の整理】

環境に配慮した行動について、72.4%の市民が「食品の食べ切り、使い切りに努めている」と答えています。次いで「レジ袋やプラスチック製品の利用削減に努めている」「空調の温度調整等の日常生活でできることから省エネ行動に努めている」(67.5%)が多く選ばれています。

## (7) 町田市が実施している取組について

### ◆問19 市が実施している以下の取組について、あなたが知っているもの(全て選択)。

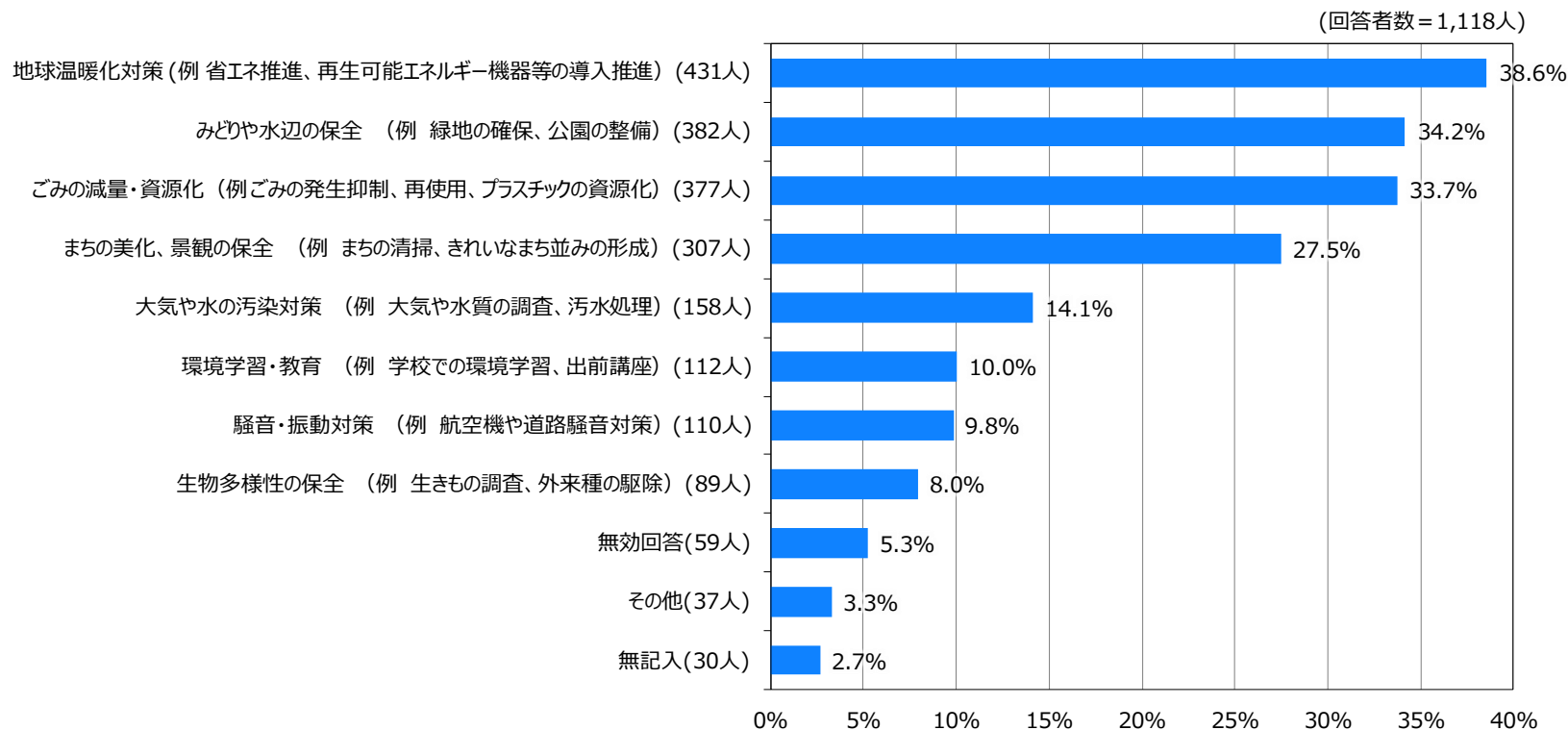
(回答者数 = 1,118人)



**【結果の整理】**  
 53.3%の市民が、市の取組として「玉川学園、金森地区で地域コミュニティバス(玉ちゃんバス、かわせみ号)を運行」について知っていると答えています。その他「みどりのカーテン事業」でゴーヤの苗を配布(27.1%)、「環境広報紙「ECOまちだ」の発行」(27.0%)が知られています。

## (7) 町田市が実施している取組について

◆問20 町田市では環境全般に関する以下のような取組をしています。この中で今後も力をいれていくべきだと思うものについて(2つまで選択)。



## 【結果の整理】

市が力をいれていくべき取組について、38.6%の市民が「地球温暖化対策(例 省エネ推進、再生可能エネルギー機器等の導入推進)」を挙げています。次いで「みどりや水辺の保全(例 緑地の確保、公園の整備)」(34.2%)、「ごみの減量・資源化(例 ごみの発生抑制、再使用、プラスチックの資源化)」(33.7%)が多く挙げられています。

※ 3つ以上の選択をした回答者は無効回答とした

## 5.6 用語解説

1

2

3

4

5  
資料編

## 5.6 用語解説

### 【A～Z・数字】

#### ●3R

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語。①廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、②資源や製品の再使用(Reuse:リユース)、③再資源化(Recycle:リサイクル)の順で重視する。

#### ●BOD

正式には、生物化学的酸素要求量[Biochemical Oxygen Demand]という。水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の水質汚濁を測定する際の指標の一つ。河川の利用目的に応じた環境基準値と、事業所等からの排出水の排水基準値が定められている。数値が大きいほど、有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

#### ●COP

Conference of Parties(締約国会議)の略で、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

#### ●DO

溶存酸素量

#### ●FIT制度(フィット制度)

正式には、「固定価格買取制度」。再生可能エネルギーの普及拡大を目的とし、再生可能エネルギーにより発電された電気を、一定期間、買取価格を固定して電気事業者に買い取りを義務づける制度。

#### ●GJ(ギガジュール)

ギガ・ジュールの略号。ギガは10の9乗のこと。J(ジュール)は、仕事量を表す熱量単位のこと、エネルギー量はこの単位で統一して示すことが決められている。GJ(ギガ・ジュール)=10<sup>9</sup>J

#### ●LED(LED照明器具)

発光ダイオード(Light Emitting Diode)を使用した照明機器。蛍光灯や白熱電球に比べ発光効率が良いため消費電力が少ないことや、長寿命であることから頻繁な保守交換のコストや購入コストが削減できる。

#### ●PCB

ポリ塩化ビフェニル

#### ●pH

水素イオン濃度指数

#### ●PPA

Power Purchase Agreement(電力販売契約/電力購入契約)の略で電力を購入または販売するための契約。近年では需要家と非FITの再エネ発電事業者が長期の電力購入契約を結ぶ電力調達形態(コーポレートPPA)の意味合いとして使用される場合が多い。

電力需要家が所有する屋根や土地などに事業者が発電設備を設置・所有・管理する方法(第三者所有)の一つとしてPPAがある。

#### ●SDGs

Sustainable Development Goalsの略で、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標となっている。

#### ●SS

浮遊物質

#### ●TJ(テラジュール)

テラ・ジュールの略号。テラは10の12乗のこと。

## ●V2B

Vehicle-to-Buildingの略で、電気自動車やプラグインハイブリッド車などの車両が、建物の電力供給システムと相互に連携して電力をやり取りすること。車両のバッテリーを建物に接続し、車載バッテリーの電力を建物に供給したり、建物の電力を車載バッテリーに充電したりする。

## ●V2H

Vehicle to Home(車から家へ)の略で、自動車を家庭内で使用するためのシステム。自動車を家庭内で使用することで、家庭内での電力供給を可能にし、家庭内でのエネルギー管理を容易にできる。

## ●ZEB

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

## 【あ】

## ●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭系一般廃棄物と、会社や商店、学校や各種団体、個人事業等の事業活動によって生じた事業系一般廃棄物に分類され、基本的に自治体が処理することになっている。

## ●インフラ

インフラストラクチャーの略。公共施設のうち、都市活動を支える道路、橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。

## ●エコセメント

私たちの生活から出るごみを清掃工場で焼却した際に発生する、焼却灰を主原料としてつくる新しいタイプのセメント。土木建築資材として、日本工業規格(JIS)に定められている。多摩地域25市1町では、日の出町のニツ塚処分場にエコセメント化施設を建設し、各清掃工場から排出される焼却灰を搬入しており、全量エコセメントにリサイクルしている。

## ●エコ宣言事業者

環境配慮活動を行う町田市内のお店や事業者を「まちだエコ宣言」の登録店(事業所)として登録している。登録は無料で、節電・省エネ、ごみ減量など幅広い環境配慮活動を対象としている。年度末に、市に活動報告書を提出している。

## ●エコドライブ

環境に配慮して、自動車を利用すること。具体的には、アイドリングストップや急激な発進・加速を止めることにより、燃料の節約に努め、排出ガスを抑制する運転のことをいう。

## ●温室効果ガス

太陽放射により温められた地表からの熱(赤外線)が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガス。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こしている。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄が削減対象とされている。

## 【か】

## ●海洋プラスチックごみ

ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出したもの。5mm未満の微細なプラスチックは「マイクロプラスチック」といわれる。

## ●外来生物(外来種)

人間の活動によって意図的・非意図的に関わらずそれまでその生物が生息していなかった場所に持ち込まれた生物種。

## ●家庭用燃料電池

一般的に都市ガスやLPGから水素ガスを生成し、空気中の酸素と反応させて電力を得るとともに、併せてその際に発生する熱を給湯などに利用する方法(コージェネレーション)が採用された燃料電池。このようなシステムの統一名称を「エネファーム」とよぶ。

**●環境学習(環境教育)**

自然の仕組みや環境問題に関心・知識を持ち、自分の暮らしや活動と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習を指し、生活環境の保全や自然保護に配慮した、良好な環境を将来世代へ引き継ぐための責任ある行動の実現を目指すもの。環境教育等促進法では、「環境教育」は、環境保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育および学習と定義されている。

**●環境基準**

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。環境基準を達成するため、事業所などから出る排水・排ガスには「排出基準」が設けられている。

**●環境基本条例**

地方公共団体において、その地域の特性に応じた環境施策を推進・展開するための基本理念、各主体の役割、環境施策の方針を定めた条例。町田市では、環境基本条例検討委員会による答申を受け、2000年12月に制定した。

**●環境権**

町田市環境基本条例前文において、「健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利」と定義している。また同条例では、良好な環境は、すべての者による保全、回復および創造の努力によってはじめて享受されるものであって、将来の世代も享受する権利があるとされている。

**●環境パートナーシップ**

市民、事業者、行政など、町田市に関わるすべての人々が、それぞれの立場に基づいた役割分担のもと、環境の保全に向けた取り組み・行動を相互に促し、励まし、支えあって進めることをいう。

**●環境配慮**

環境問題の原因が、私たちの生活により生じている環境への負荷にあることをふまえ、一人ひとりの生活や事業活動等によって環境に与える影響を低減するように行動することをいう。

**●環境配慮契約(グリーン契約)**

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のことをいう。グリーン購入と同様に環境配慮契約は、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を持っている。

**●環境白書**

環境の現状、環境基本計画に基づく施策の進捗状況および目標達成状況などを、毎年、点検し、広く市民へ公表する年次報告書。町田市環境基本条例第16条に「施策等の報告」として規定されており、2002年12月に創刊号「町田市環境白書2002」を発行した。

**●環境負荷(環境への負荷)**

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう(環境基本法第2条第1項)。

**●気候変動**

気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があるが、気候変動枠組条約においては、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。

## 5.6 用語解説

### ●揮発性有機化合物

大気中で気体状となる有機化合物の総称で、トルエン、テトラクロロエチレン、イソプロピルアルコールなど多種多様。塗料や印刷インキの溶剤などさまざまな分野で使用され、その多くは大気中に排出されている。自動車、ボイラーや一般家庭のほか、植物などからも排出される。窒素酸化物の光化学反応を促進し、光化学オキシダントを生成するだけでなく、光化学反応などにより大気中で粒子化し、浮遊粒子状物質(SPM)を生成する原因物質でもある。また、トルエンなど人体に有害な物質も含まれることから、環境リスク低減のためにも、使用量の適正化が必要。Volatile Organic Compounds を略してVOC とも表記される。

### ●クールビズ

夏のオフィスの空調を適切な温度にし、それに応じた軽装化を推奨する夏のビジネススタイルのこと。涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着・冷感素材利用等がクールビズとして一般的である。

### ●グリーンインフラ

社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(防災・減災や地域振興、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

### ●グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをいう。1996年2月に、わが国におけるグリーン購入の取り組みを促進するために設立したグリーン購入ネットワーク(GPN)には、企業・行政・消費者が加入している。GPNでは、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与することを目的として、グリーン購入にあたっての基本原則、ガイドラインの策定、シンポジウムや研究会の開催などの活動を通じてグリーン購入に関する啓発および情報の収集、発信を行っている。

### ●景観アドバイザー

町田市景観アドバイザーとして市長が選任した、景観に関する専門知識、経験を有する専門家。主な業務としては、「町田市公共事業景観形成指針」に基づく景観協議において、専門的な見地から助言を行うことである。

### ●光化学オキシダント

窒素酸化物と炭化水素とが太陽光線を受けて光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアシルナイトレートなどの酸化性物質(オキシダント)の総称。Oxと略す。

### ●光化学スモッグ

大気中に光化学オキシダントが発生し、白くモヤがかかって見通しが悪くなる状態。4月から10月にかけて、気温が高く、風が弱く、日差しの強い日に発生しやすい。

### ●コワーキングスペース

個人事業者や起業家、在宅勤務が許可されている会社員など、場所の縛りが無い環境で働ける人に向けたサービスおよび施設。経費の削減や利便性を得ることができ、さらには脱炭素型ライフスタイルを推進する手法の1つとしても考えられている。

### 【さ】

### ●再生可能エネルギー

石油、石炭などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物発電などのリサイクル型エネルギー(「再生可能エネルギー」と、燃料電池、クリーンエネルギー自動車など「従来型エネルギーの新利用形態」の2種類がある。



**●相模原・町田大学地域コンソーシアム**

「さがまちコンソーシアム」ともいい、相模原市と町田市を生活圏とする大学、NPO、企業、行政などさまざまな主体が連携し、それぞれの特性を活かした協働を通じて、魅力あふれる地域社会を創造することを目的に設立された。多彩な学びの場を市民に提供する「教育学習事業」、まちづくりの担い手を育成する「人材育成事業」、新たな文化・福祉・産業の発展に寄与する「地域発展事業」を事業の柱としている。

**●里山**

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然を形成することができる認められる丘陵斜面地およびその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域をいう（東京における自然の保護と回復に関する条例第17条）。

**●産業廃棄物**

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物のこと。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

**●シェアサイクル**

Web やアプリ等を利用して、他の人と自転車をシェア(共有)し、必要なタイミングで自転車を利用するためのサービス。国内では、特定のサイクルポート(駐輪場)から別のサイクルポートまで、備え付けの自電車を利用できるサービスが主流。

**●資源化(リサイクル)率**

排出されたごみの総量に対するリサイクル(再生使用)された量の割合をいう。

**●次世代自動車**

窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車

のこと。環境省の「次世代モビリティガイドブック2019」では、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車が挙げられている。

**●持続可能(性)**

環境・社会・経済などが将来にわたって適切に維持・保全され、発展できること。

**●循環型社会**

町田市では、すべての活動において、資源およびエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻ることができる社会をいう(町田市環境基本条例第2条)。なお、2000年4月に成立した「循環型社会形成推進基本法」においては、廃棄物等の発生抑制、循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)の循環的な利用および適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会、と定義されている。

**●食品ロス**

本来食べられたにもかかわらず捨てられている食品。

**●森林インストラクター**

森林を利用する一般の人に対して、森林や林業に関する適切な知識を伝えるとともに、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う者である。一般社団法人全国森林レクリエーション協会の実施する試験に合格することによってその資格を得られる。

**●水源涵養域**

田、畑、森林、水域など、雨水や地下水を染み込ませ蓄えておける場所。水源涵養域が減少すると、地下水の量が減るだけでなく、雨水が一気に河川に流れこむことによる水害の発生が懸念される。

## 5.6 用語解説

### ●水素イオン濃度指数

物質の酸性、アルカリ性を示す指数。pH= 7 の場合は中性と呼ばれる。pH が小さくなればなるほど酸性が強く、逆に pH が大きくなればなるほどアルカリ性が強い。

### ●水素ステーション

燃料電池自動車に水素を供給するための施設。

### ●スマートシティ

都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市又は地区。

### ●生態系

植物、動物、微生物と、それらを取り巻く大気、水、土壌などの環境とを統合した1つのシステムのこと。

### ●生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいい、生態系を健全に保全していくための基本的要素である。「生物多様性条約」及び「生物多様性基本法」に基づきわが国でも「生物多様性国家戦略」を策定し、遺伝子の多様性、種の多様性および生態系（生物生息環境）の多様性の保全と持続可能な利用を進めている。2023年3月に第六次戦略である「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定された。

### ●ゼロエミッション東京

2019年12月に策定・公表された「ゼロエミッション東京戦略」において、気温上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年までに、世界のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献するという東京都の目標。現在同戦略は改定され「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」となっている。

【た】

### ●ダイオキシン(ダイオキシン類)

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン(PCDD)のことで、極めて強い毒性をもつ有機塩素化合物。ベトナム戦争中アメリカ軍が「枯れ葉作戦」で散布した除草剤に含まれており、胎児の奇形などの原因になったと考えられた。ほかにも、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)とコプラナーPCBについても似た構造と毒性をもつことから、併せてダイオキシン類と定義され、200種類以上の化合物が確認されている。

### ●太陽光発電

太陽光発電とは太陽電池を使った発電のことで、太陽光発電システムは、太陽の光を電気(直流)に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。これまでの技術開発により、変換効率(光から電気に変える効率:現在14%~20%程度)が向上し、コストも年々下がってきている。

### ●地球温暖化

現代の産業化社会における二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の急激な増加により、地表の平均気温が上昇すること。海面の膨張や世界的な異常気象、生態系等への影響などが懸念されている。

### ●地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」ならびに、2016年5月13日閣議決定された「地球温暖化対策計画」によって地方公共団体に策定を義務づけられた計画。その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画となる。

### ●地球温暖化対策推進法

「地球温暖化対策の推進に関する法律」のことを指し、地球温暖化対策を推進するための法律である。国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにしている。住民・事業者が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を目的に、温室効果ガス排出抑制のための情報の提供や必要な措置を講ずるように努めることも求められている。1999年4月に施行。

**●電気自動車(EV)**

電気エネルギーで走行する自動車にEV(=Electric Vehicle)ともいう。動力装置は、電気モーター、バッテリー、動力制御装置(パワーコントローラー)から構成される。走行中に排気ガスを出さず、騒音も少ない。

**●電波障害**

中高層建築物の建設に伴って、周辺地域においてテレビの映りが悪くなるなど、電波受信機に障害をきたすことをいう。町田市では、中高層建築物の建設に当たり、電波障害の発生についての事前調査と障害発生時の対策について指導を行っている。

**●東京都ECO-TOPプログラム**

大学や大学院が自然環境保全のための教育課程を設け、それを東京都が認定する制度。授業やインターンシップなどを通じて、大学、企業、NPO、行政が連携して自然環境に軸足を置いたジェネラリストを育てる。認定されたECO-TOPプログラムの修了者は東京都の名簿に登録され、知事名の修了者登録証が発行される。

**●透水性舗装**

雨水が浸透しやすいようアスファルトに隙間ができるように舗装する方法。水分の蒸発によるヒートアイランドの防止、雨水の地下浸透による地下水涵養などの効果がある。

**【な】****●二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)**

工場や火力発電所で硫黄を含んだ石炭や重油を燃焼する際に発生する。呼吸器への悪影響があるほか、酸性雨の原因物質である。

**●二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)**

石油、石炭などの炭化水素含有物質を燃焼すると発生する温室効果ガスの一つである。わが国の温室効果ガス排出量のほとんどが二酸化炭素である。産業革命以前の大气中の平均二酸化炭素濃度は280ppm程度であった

が、その後の人間活動の活発化・拡大に伴い、2020年には410.5ppmに増加している。

**●二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)**

窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)は、物が燃えると必ず発生する。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。人間の呼吸器に悪影響を与える。

**●熱回収率**

回収して再利用する熱量/全廃熱量

**●熱帯夜**

最低気温が25℃以上の夜。

**●燃料電池**

水素と酸素の化学反応(水の電気分解の逆反応)により、電力と熱を発生させる技術である。発電の際、二酸化炭素は発生せず、騒音・振動もないという特長がある。

**●燃料電池自動車(FCV)**

充填した水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でもーターを回転させて走る自動車

**【は】****●バイオガス**

微生物の力(メタン発酵)を使ってえさ(生ごみ(食べ残しなど)、紙ごみ、家畜ふん尿など)から発生するガスのこと。ガスには燃えやすい気体「メタン」が含まれており、発電に利用することができる。

**●バイオマス発電**

バイオマスとは、動植物などから生まれた生物資源の総称。バイオマス発電では、この生物資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電する。

**●ハザードマップ**

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

**●発生抑制**

「排出抑制」は、廃棄の段階で有用資源のリサイクルなどにより、廃棄物としての排出をできるだけ抑制すること。一方「発生抑制」は、原材料の効率的な利用、製品の長期間使用などにより、廃棄の段階だけでなく製造、消費、使用等の各段階で廃棄物等となることをできるだけ抑制すること。

**●パリ協定**

2015年12月、パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、全ての国が参加する新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、翌2016年に発効した。パリ協定では、温室効果ガス排出削減(緩和)の長期目標として、気温上昇を2℃より十分下方に抑える(2℃目標)とともに1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ(排出量と吸収量を均衡させること)とすることが盛り込まれた。

**●ビオトープ**

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。一つの生物種にとって必要な空間のまとまりを、その種のビオトープという。また、一定の区域に、元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全することも指す。

**●光害(ひかり害)**

ネオンや街灯の光によって、夜間に星がよく見えなくなるなどの影響が出ること。生態系に対する影響も懸念されている。

**●フードドライブ**

フードドライブとは、家庭で使いきれない未使用の食品を持ち寄り、まとめてフードバンク団体や、地域の福祉施設、子ども食堂などに寄贈する活動のこと。

**●フットパス**

イギリスを発祥とする、森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと[Foot]ができる小径(こみち)[Path]のこと。

**●浮遊粒子状物質(SPM)**

SPM (Suspended Particulate Matter)ともいう。大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10 $\mu$ m(1 $\mu$ mは100万分の1m)以下のもので、大気中に長時間滞留し、喘息など呼吸器への影響が懸念されている。NOx(窒素酸化物)等が大気中で粒子状物質に変化するなど、発生源が多様であり、ディーゼル車からの黒煙によるものが2~4割を占めている。また、特に粒径2.5 $\mu$ m以下のものを微小粒子状物質(PM2.5)といい、健康への影響が強く懸念されている。

**●ポリ塩化ビフェニル(PCB)**

炭素、水素、塩素からなる、工業的に合成された油状(白色の結晶状の物もある)の物質。Polychlorinated Biphenyl を略し、PCB と記載される。化学的に安定などの性質を有しているため、電気機器の絶縁油や熱媒体などに使用されてきた。しかし、PCB は難分解性で、生体に蓄積する。現在、PCB の製造・輸入は原則的に禁止されており、事業者が保管・所有するPCBは毎年届出が必要である。

**【ま】****●マスタープラン(master plan)**

特定の分野に関する市域全体の基本的な方針を定めた計画。行政計画では、都市計画、緑、住宅、景観、環境、福祉などの分野のマスタープランがある。これらに基づき、特定の地域や施設の計画がつくられる。

## ●みどり率

緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合

## ●面的評価

幹線道路に面する地域での騒音を、幹線道路から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価する手法。

## ●猛暑日

最高気温が35℃以上の日。

## 【や】

## ●谷戸

丘陵地において、河川等の浸食によってできた谷状の地形。谷津、谷地とも呼ばれ、地形を利用した農業や、生態系を含めて指す場合もある。

## ●有害化学物質

人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・輸入などを規制している。

## ●要請限度

環境省令が定めた自動車騒音又は道路交通振動の指定地域内における限度のこと。区市町村長は、自動車騒音等がその限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

## ●溶存酸素量

DO(Dissolved Oxygen)ともいう。水中に溶解している酸素の量。魚介

類が生存するためには3mg/ℓ以上、好気性微生物が活発に活動するためには2mg/ℓ以上が必要であるといわれている。数値(mg/ℓ)が大きいほど良好な水質であることを示す。

## 【ら】

## ●リサイクル(Recycle)

資源の有効利用や環境汚染の防止のために、廃棄物を原料として再生し、利用すること。

## ●リデュース(Reduce)

発生抑制

## ●リユース(Reuse)

使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の利用法で用いること。使用済みの容器を回収・洗浄・再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」などのほか、家電製品や家具等の廃棄製品から消耗度の少ない部品を選び出し、新たな製品に組み込む手法等もある。

## ●緑地

狭義には、都市公園など都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める。計画目標値は、広義の緑地をさす。

## ●歴史的文化的環境

歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要素となっているものをいう。